

第6期小矢部市障害福祉計画

第2期小矢部市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

～障害福祉サービスの目標値～

～障害児通所支援等の目標値～

令和3年3月

富山県 小矢部市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画の目的	
2 計画の背景	
3 計画の期間	
4 計画の位置付け	
5 計画の対象者	
6 計画の基本理念	
7 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	
8 計画策定の体制整備	
第2章 障害のある人の状況	8
1 小矢部市の人口と世帯数の推移	
2 身体に障害のある人の状況	
3 知的障害のある人の状況	
4 精神障害のある人の状況	
5 特定医療費（指定難病）受給者証交付状況	
6 障害福祉サービス利用者の状況	
第3章 地域生活を支援するための整備基盤に関する成果目標	17
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）	
2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）	
4 福祉施設から一般就労への移行等（継続）	
5 障害児支援の提供体制の整備等（継続）★	
6 相談支援体制の充実・強化（新規）	
7 障害福祉サービス等の質の向上（新規）	
第4章 障害福祉サービス等の見込量	25
1 障害福祉サービスの見込量	
2 障害児通所支援等の見込量 ★	
3 計画相談支援・障害児相談支援等の見込量	
4 地域生活支援事業の見込量	
5 新たな活動指標の見込量	
第5章 計画の推進について	41
1 計画の推進体制	
2 達成状況の点検及び評価	

- 1 小矢部市福祉計画策定員会規則
- 2 小矢部市障害福祉計画策定委員会委員名後
- 3 小矢部市障害福祉計画策定委員会開催状況
- 4 障害福祉サービス利用状況（利用意向）調査
- 5 障害福祉サービス等の見込量算出の考え方

★は、障害児に特化した計画を示す。

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画の目的

本市における障害者や障害児の地域生活を支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び児童福祉法に基づき、サービスの基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等の計画的な提供を確保することを目的とします。

2 計画の背景

本市では、平成31年3月に「第3次小矢部市障害者福祉計画（平成31年度～令和5年度）」、平成30年3月に「第5期小矢部市障害福祉計画・第1期小矢部市障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」を策定し、計画的な障害者施策の推進を図っています。

近年の障害者を取り巻く状況として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が平成28年4月に施行され、また、同年8月には発達障害者支援法の一部が改正され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生する社会の実現、発達障害者に対する切れ目のないきめ細かな支援に向けた法的な整備がされました。

また、同年5月には、障害者総合支援法の一部が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるように、「生活」と「就労」に関する支援の充実が図られました。同様に児童福祉法の一部が改正され、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するために支援の一層の充実を図ることを目的に、市町村障害児福祉計画を策定することが定められました。改正法は、平成30年4月から施行されています。

以上のような状況のもと、本市の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が令和2年度末で満了することから、令和3年度から3年間の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を一体のものとして策定します。

3 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年を1期として定める計画です。

第6期小矢部市障害福祉計画及び第2期小矢部市障害児福祉計画（以下「第6期計画」という。）の計画期間は令和3年度から令和5年度までとします。

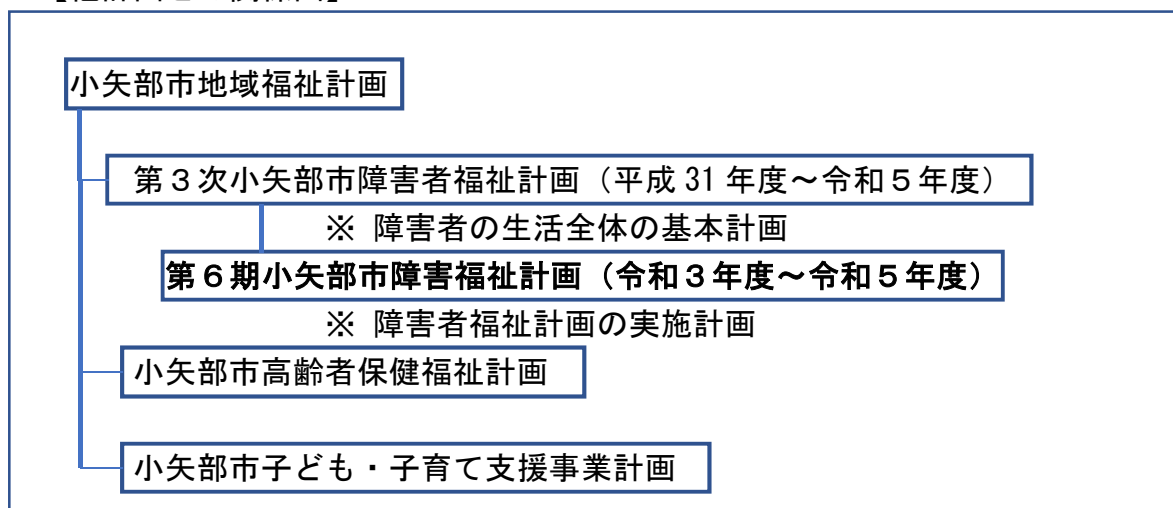
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
小矢部市障害者福祉計画				第1次					第2次					第3次				
小矢部市障害福祉計画				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		
小矢部市障害児福祉計画													第1期			第2期		

4 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障害者等のための施策に関する基本的な計画である「小矢部市障害者福祉計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置づけを有し、3年毎に見直しを図っています。

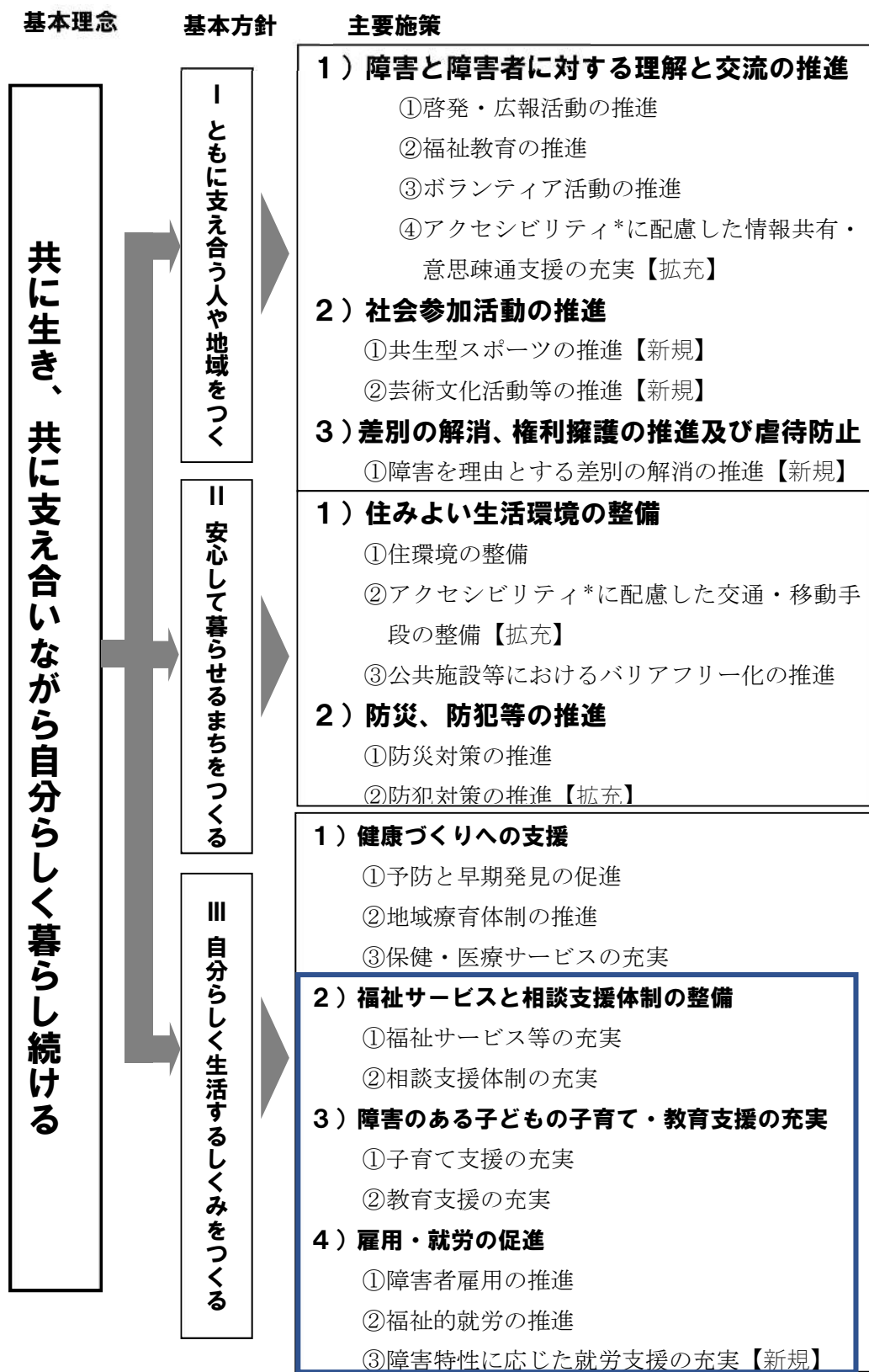
また、小矢部市地域福祉計画、小矢部市高齢者保健福祉計画、小矢部市子ども・子育て支援事業計画との関連を踏まえ、本計画の策定を行います。

【他計画との関係図】



※「第6期小矢部市障害福祉計画」は、次ページの「第3次小矢部市障害者福祉計画体系図」に示されている基本方針「Ⅲ 自分らしく生活するしくみをつくる」のうち、太枠内の主要施策「2）福祉サービスと相談支援体制の整備」、「3）障害のある子どもの子育て・教育支援の充実」及び「4）雇用・就労の促進」の福祉サービスに関する実施計画として位置づけられています。

第3次小矢部市障害者福祉計画体系図



5 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」及び「障害児」とは、以下のとおりです。

(障害者)

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ② 知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上の人
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上の人
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって18歳以上である人(以下「難病患者」という。)

(障害児)

- ① 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

6 計画の基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目標の一つに掲げています。

第6期計画は、第3次小矢部市障害者福祉計画に掲げる、「共に生き、共に支え合いながら自分らしく暮らし続けることができる地域の実現」を目指して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の成果目標やサービス目標値の設定について、国の基本的理念に基づき、次の事項に配慮した計画とします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者、高次脳機能障害を含む)及び難病患者等を対象に、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供に努め、障害福祉サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続、就労支援な

どの課題に対応したサービス提供体制を整備します。また、障害者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を活用し提供体制の整備を進めます。

そして、精神障害のある人が長期の入院から地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、砺波地域障害者自立支援協議会と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる市民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、いきがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に努めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児への支援については、障害児本人の最大の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児やその家族に対し、障害の疑いがある段階から、身近な地域で支援できるようにするとともに、障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、人工呼吸器を装着している障害児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健や医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするために、関連分野や関係機関が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む状況において、将来にわたって安定した障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の魅力の周知・広報等に、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であり、その取組を推進します。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

特に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受し、創造等の活動に参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

7 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、6の基本理念を踏まえ、次の点に配慮して、目標を設定し計画的な整備を行います。

(1) 障害福祉サービス

① 必要とされる訪問系サービスの確保

居宅介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスの確保に努めます。

② 希望する障害者等への日中活動系サービスの確保

地域生活を送る上で希望に応じたサービスを提供するため、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター等の日中活動系サービスの確保に努めます。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を進めます。また、地域生活を支援する機能として、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の推進を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、就労支援施設等から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(2) 障害児支援

① 地域支援体制の構築

障害児とその家族に対する支援について、身近な地域における障害児の障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が提供できる体制の整備を目指します。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携した支援を行います。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、育ちの場の支援への協力体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加と包容の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な障害児が身近な地域において児童発達支援や放課後当デイサービスを受けられるように、地域資源の開発を行うとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の関係機関が連携を図る場を設置し、支援体制の整備に努めます。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援についても、障害者と同様に質の確保及びその質の向上を図りながら、支援の提供体制の構築に努めます。

(3) 相談支援

① 相談支援体制の構築

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着に加え、現在、地域で生活する障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、支援体制の確保を目指します。

③ 発達障害者等に対する支援

発達障害者等への相談支援体制の充実と発達障害者とその家族への支援体制の確保をめざします。

④ 障害者自立支援協議会の活用

支援体制の整備を図るため、砺波地域障害者自立支援協議会と連携し、地域の課題解決を推進します。

8 計画策定の体制整備

(1) 小矢部市福祉計画策定委員会

障害者団体を始め、学識経験者、市民団体、行政・教育・医療・福祉関係団体、福祉関係事業所等からの推薦で構成する 12 人の策定委員で計画内容を審議しました。

(2) 計画策定のためのアンケート調査実施・市民ニーズの把握

障害者の日常生活の状況や障害福祉サービスのニーズ等を把握するため、市内に居住する各種障害者手帳を所持する方や、手帳を所持せずに障害児通所支援を利用している保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 庁内推進体制

障害者施策について、総合的かつ計画的に施策の推進を図るため、関連課にて障害福祉計画の素案等の検討を行いました。

(4) 市民参加

本計画素案について、市民意見の募集(パブリックコメント)を実施して、広く市民の声を本計画に反映させるよう努めました。

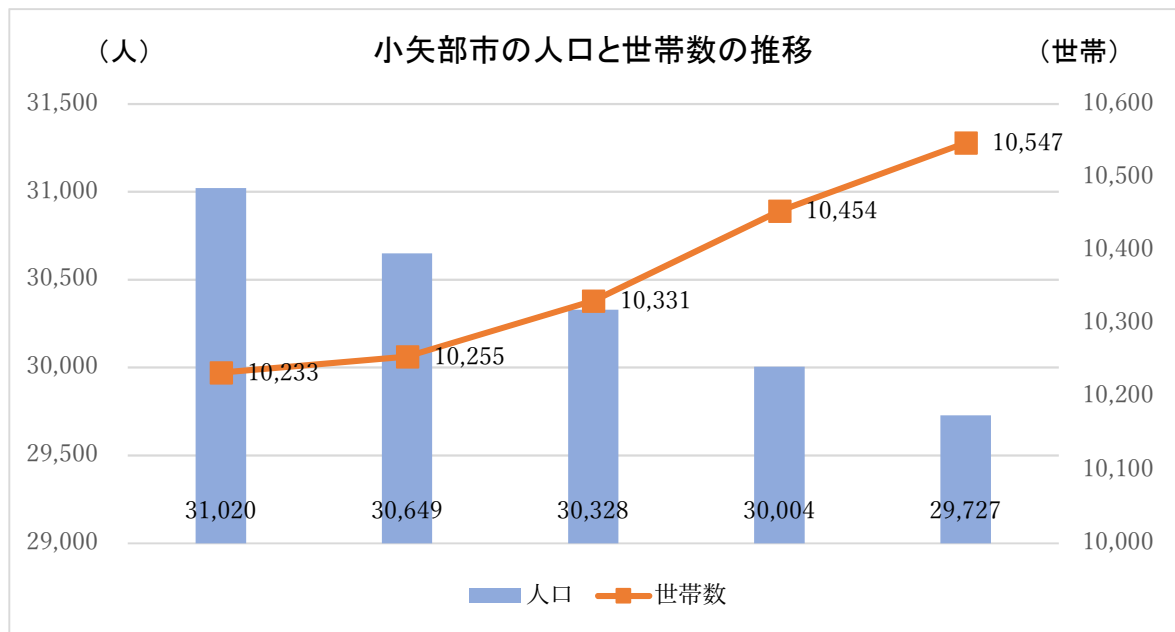
(5) 砺波圏域内の連携

砺波市・小矢部市・南砺市の 3 市(以下「砺波圏域」という。)で構成する砺波地域障害者自立支援協議会において、地域の課題解決に向けた体制整備等について協議しました。

第2章 障害のある人の状況

1 小矢部市の人口と世帯数の推移

住民基本台帳によると、本市の人口は年々減少しており、令和2年3月31日現在では29,727人となっています。一方、世帯数は平成27年度から継続して増加しています。また、1世帯あたりの人数は減少傾向にあり、一人暮らし世帯や核家族が増加しているものと考えられます。



(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1
人口	31,020	30,649	30,328	30,004	29,727
世帯数	10,233	10,255	10,331	10,454	10,547
1世帯あたりの人数	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8

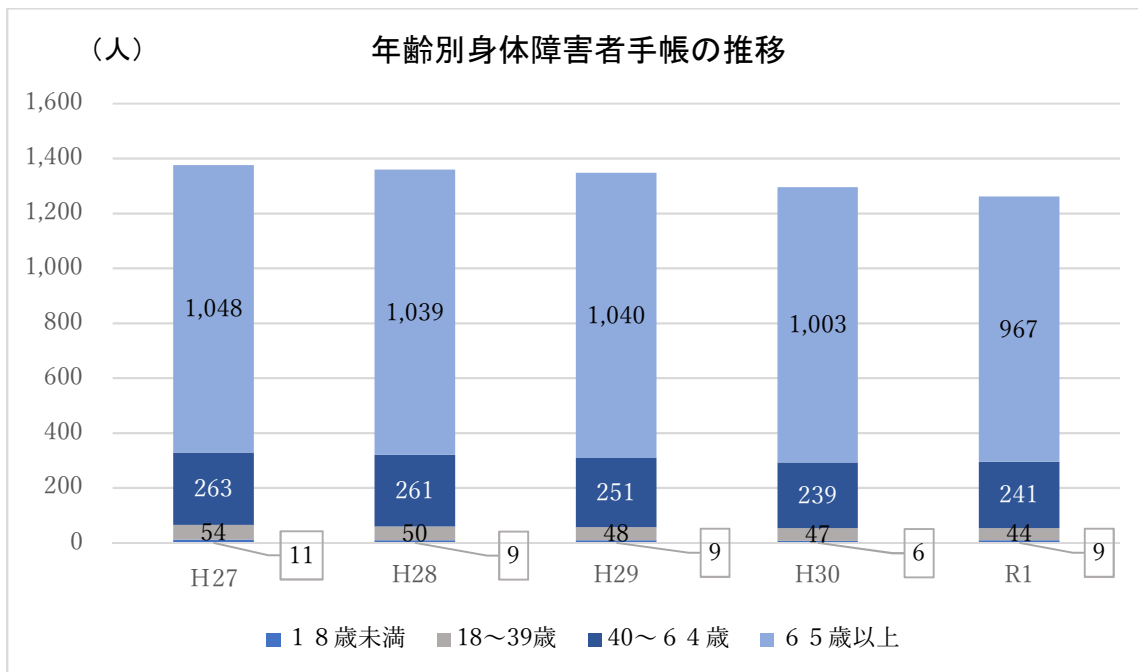
(資料：市人口統計表)

※各年度末

2 身体に障害のある人の状況

(1) 年齢別身体障害者手帳所持者の推移

年齢別の身体障害者手帳所持者の状況は、各年齢区分で減少傾向にあります。年齢区分では65歳以上の人が多く、75%以上を占めており、年々高齢化が進んでいる状況です。



(単位：人、%)

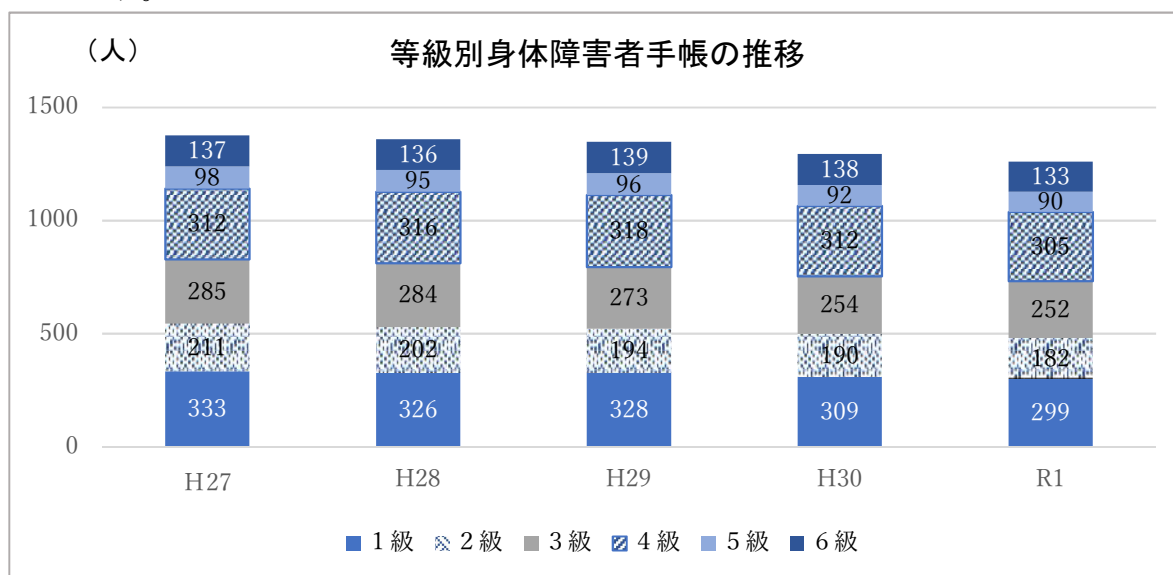
人数	年齢区分	H27	H28	H29	H30	R1
	18歳未満	11	9	9	6	9
	18～39歳	54	50	48	47	44
	40～64歳	263	261	251	239	241
	65歳以上	1,048	1,039	1,040	1,003	967
	合計	1,376	1,359	1,348	1,295	1,261

構成割合	年齢区分	H27	H28	H29	H30	R1
	18歳未満	0.8%	0.7%	0.7%	0.5%	0.7%
	18～39歳	3.9%	3.7%	3.6%	3.6%	3.5%
	40～64歳	19.1%	19.2%	18.6%	18.5%	19.1%
	65歳以上	76.2%	76.5%	77.2%	77.5%	76.7%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(2) 等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別の身体障害者手帳所持者の状況は、重度の1級、2級及び3級の障害のある人が全体の6割近くを占めています。また1級、2級及び3級の減少割合が高い傾向にあります。



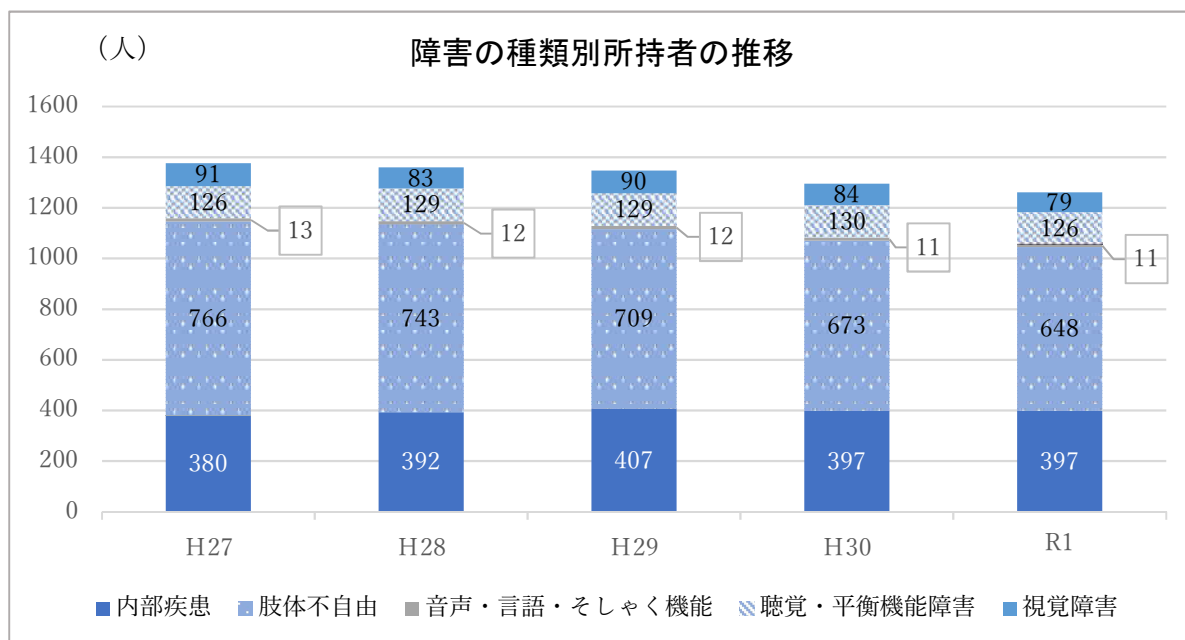
(単位: 人、%)

	等級	H27	H28	H29	H30	R1
	人数	1級	333	326	328	309
2級		211	202	194	190	182
3級		285	284	273	254	252
4級		312	316	318	312	305
5級		98	95	96	92	90
6級		137	136	139	138	133
合計		1,376	1,359	1,348	1,295	1,261
構成割合		等級	H27	H28	H29	H30
	1級	24.2%	24.0%	24.3%	23.9%	23.7%
	2級	15.3%	14.9%	14.4%	14.7%	14.4%
	3級	20.7%	20.9%	20.3%	19.6%	20.0%
	4級	22.7%	23.3%	23.6%	24.1%	24.2%
	5級	7.1%	7.0%	7.1%	7.1%	7.1%
	6級	10.0%	10.0%	10.3%	10.7%	10.5%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(3) 障害別身体障害者手帳所持者の推移

障害の種類別の身体障害者手帳所持者の状況は、「肢体不自由」の割合が最も高く、全体の5割以上を占めています。次に内部疾患が約3割を占めています。また、内部疾患については他の障害種別に比べ、増加傾向にあります。



(単位：人、%)

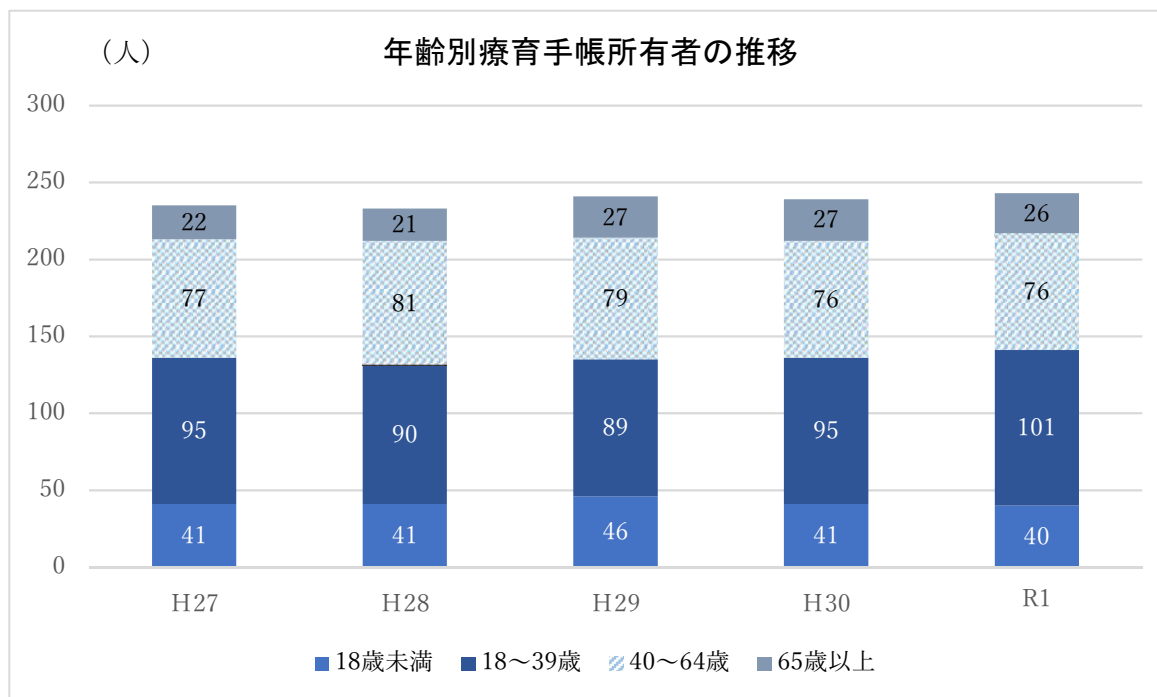
障害の種類		H27	H28	H29	H30	R1
人数	内部疾患	380	392	408	397	397
	肢体不自由	766	743	709	673	648
	音声・言語・そしゃく機能	13	12	12	11	11
	聴覚・平衡機能障害	126	129	129	130	126
	視覚障害	91	83	90	84	79
	合計	1,376	1,359	1,348	1,295	1,261
	構成割合					
障害の種類	H27	H28	H29	H30	R1	
内部疾患	27.6%	28.8%	30.2%	30.7%	31.5%	
肢体不自由	55.7%	54.7%	52.6%	52.0%	51.4%	
音声・言語・そしゃく機能	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	
難聴・平衡機能障害	9.2%	9.5%	9.6%	10.0%	10.0%	
視覚障害	6.6%	6.1%	6.7%	6.5%	6.3%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※各年度末

3 知的障害のある人の状況

(1) 年齢別療育手帳所持者の推移

年齢別の療育手帳所持者の状況は、ゆるやかな増加傾向にあります。また、18歳～39歳の割合が約4割を占めています。



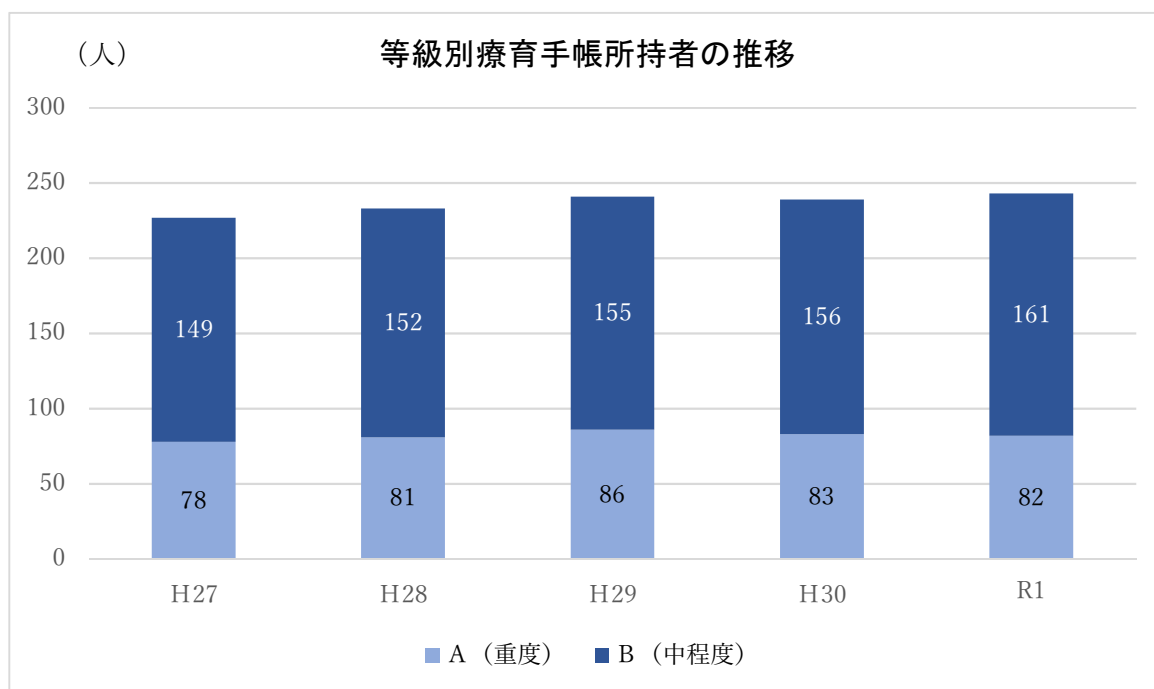
(単位: 人、%)

	年齢区分	H27	H28	H29	H30	R1
	人数	18歳未満	38	41	46	41
18～39歳		90	90	89	95	101
40～64歳		78	81	79	76	76
65歳以上		21	21	27	27	26
合計		227	233	241	239	243
構成割合		年齢区分	H27	H28	H29	H30
構成割合	18歳未満	16.7%	17.6%	19.1%	17.2%	16.5%
	18～39歳	39.6%	38.6%	36.9%	39.7%	41.6%
	40～64歳	34.4%	34.8%	32.8%	31.8%	31.3%
	65歳以上	9.3%	9.0%	11.2%	11.3%	10.7%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(2) 等級別療育手帳所持者の推移

障害の程度別の療育手帳所持者の状況は、B（中程度）が全体の6割以上を占めており、A、Bともに増加傾向にあります。



(単位：人、%)

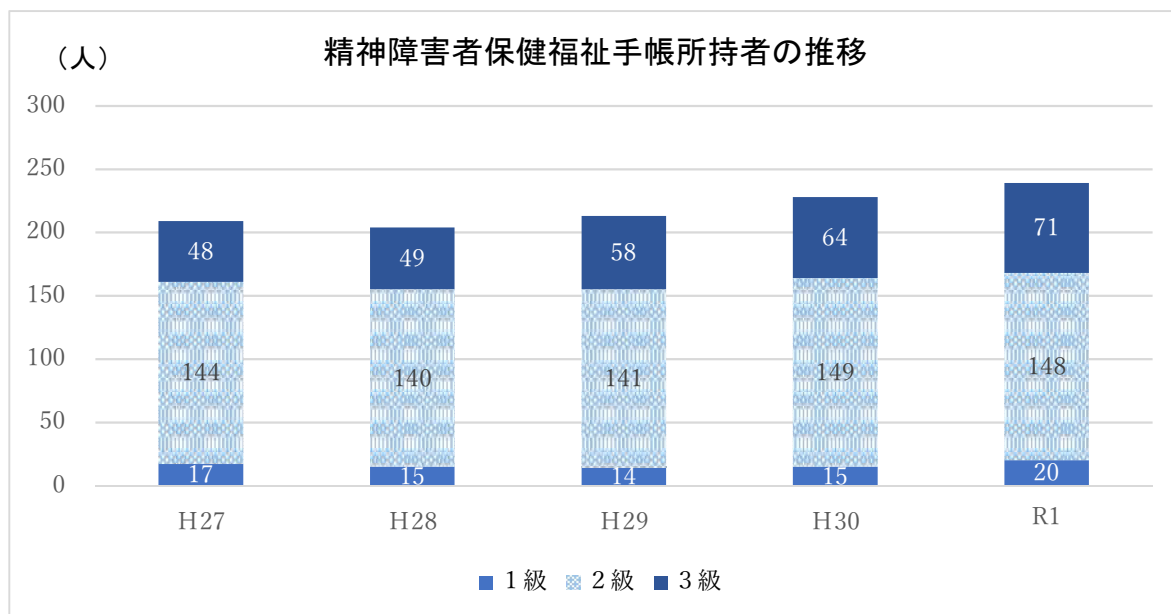
	等級	H27	H28	H29	H30	R1
	人数	A(重度)	78	81	86	83
B(中程度)		149	152	155	156	161
合計		227	233	241	239	243
構成割合	等級	H27	H28	H29	H30	R1
	A(重度)	34.4%	34.8%	35.7%	34.7%	33.7%
	B(中程度)	65.6%	65.2%	64.3%	65.3%	66.3%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%

※各年度末

4 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況は増加傾向にあり、特に3級が高く増加しています。



(単位：人、%)

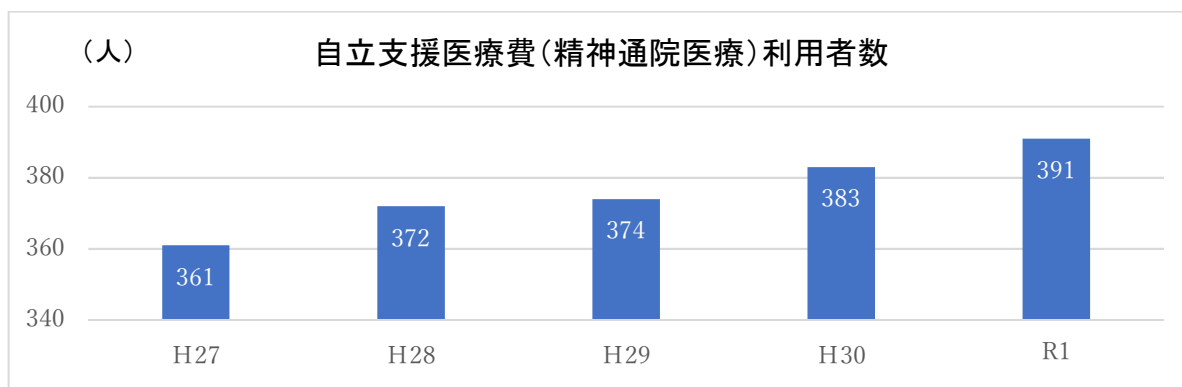
人数	等級	H27	H28	H29	H30	R1
	1級	17	15	14	15	20
	2級	144	140	141	149	148
	3級	48	49	58	64	71
	合計	209	204	213	228	239
構成割合	等級	H27	H28	H29	H30	R1
	1級	8.1%	7.4%	6.6%	6.6%	8.4%
	2級	68.9%	68.6%	66.2%	65.4%	61.9%
	3級	23.0%	24.0%	27.2%	28.1%	29.7%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(2) 自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移（※）

自立支援医療（精神通院医療）利用者の状況は、平成 27 年度から令和元年度まで継続して増加傾向にあります。

※自立支援医療（精神通院医療）とは、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。



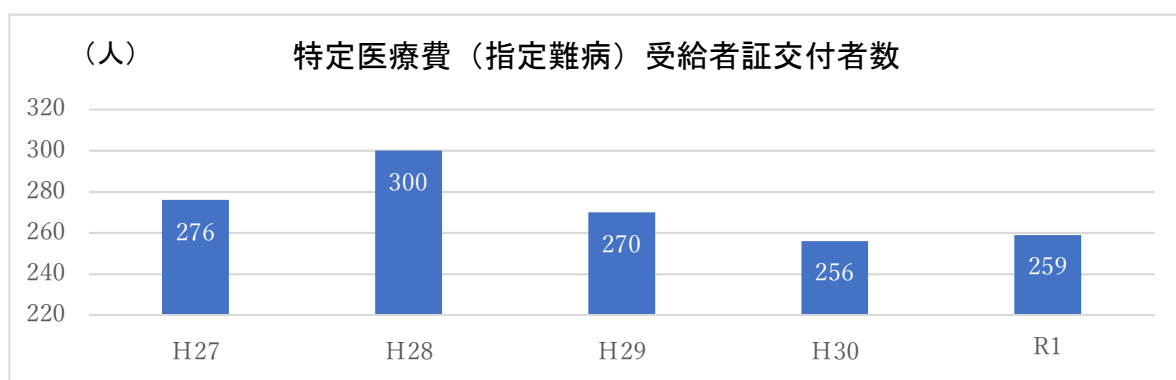
(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	361	372	374	383	391

※各年度末

5 特定医療費（指定難病）受給者証交付状況

特定医療費（指定難病）受給者証交付状況は、平成 28 年度までは増加傾向にありました。平成 29 年度に減少したのは、平成 30 年 1 月から軽度対象者が対象外となったことによるものです。



(単位：人)

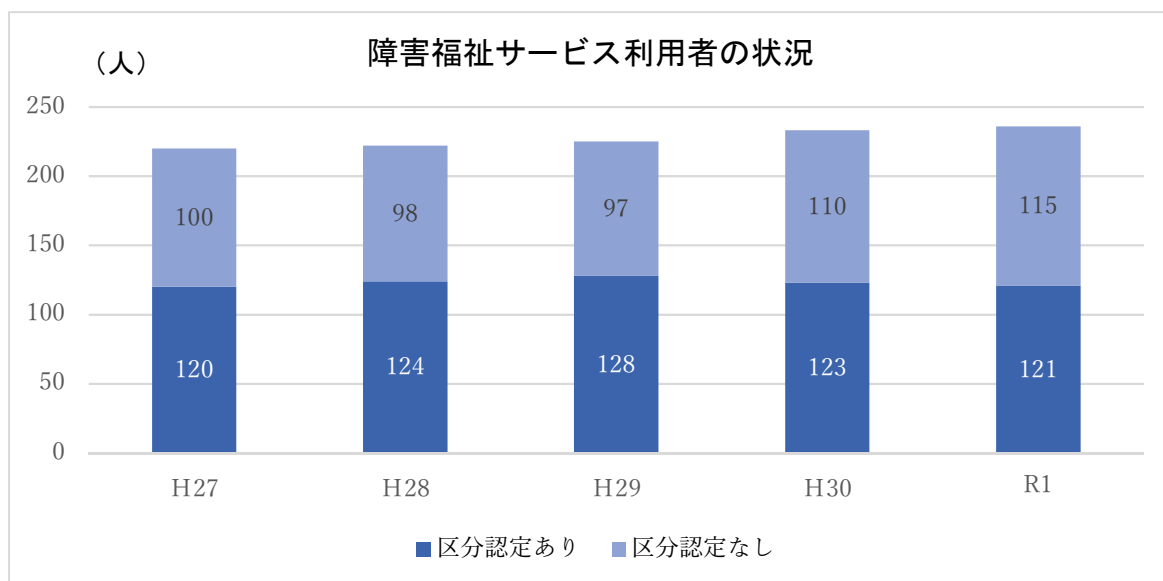
	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	276	300	270	256	259

(資料：砺波厚生センター事業の概要)

※各年度末

6 障害福祉サービス利用者の状況

障害福祉サービスには、障害支援区分認定が必要な介護給付サービスと認定を必要としない訓練等給付サービスがあります。区分認定ありの介護給付サービス利用者は、横ばい傾向になっています。区分認定ありの人の増加がみられないのは、精神保健福祉手帳所持者の増加に伴い、区分認定なしの訓練等給付サービス利用者が増加しているものと考えられます。



(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1
区分認定あり	120	124	128	123	121
区分認定なし	100	98	97	110	115
合計	220	222	225	233	236

※各年度末

第3章 地域生活を支援するための基盤整備に関する成果目標

第6期計画では、国の基本指針等を踏まえ、次の7項目について、成果目標を設定します。

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）
- 4 福祉施設から一般就労への移行（継続）
- 5 障害児支援の提供体制の整備等（継続）
- 6 相談支援体制の充実・強化（新規）
- 7 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）

障害のある人がそれぞれの能力や適性に合わせて、地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めることが求められています。（※地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を自宅や共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ること等を指しており、入所施設とは、障害者支援施設とします。）

ア 地域生活への移行者数

自宅やグループホーム等への地域移行者数は、国の試算では、令和5年度末までに5.7%となる見込みであることから、地域生活への移行者数は、国の基本指針と同様に6%以上としています。

イ 施設入所者の減少見込数

重度化や高齢化により、障害区分6の利用者及び65歳以上の割合が増加しているため、障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な人については、グループホーム等への地域生活への移行を促すこととされ、国・県と同様1.6%以上の減少割合としています。

項目	数値目標	内容
ア 地域生活への移行者数	3人 (令和5年度)	令和元年度末の施設入所者の6%以上 (国の基本指針と同様)
イ 施設入所者の減少見込数	2人 (令和5年度)	令和元年度末の施設入所者から1.6%以上減少 (国の基本指針と同様)

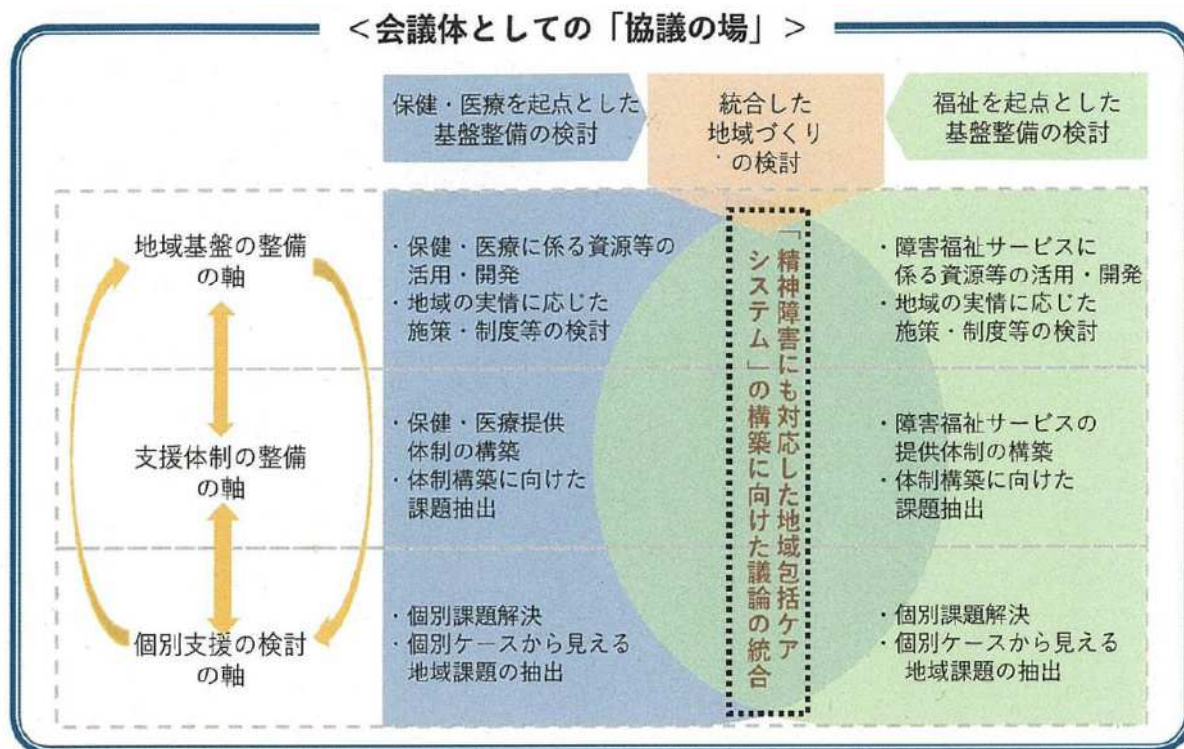
○入所施設から地域生活への移行者数【実績の状況】

項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度
施設入所者数	50 人	47 人	46 人
施設入所者の地域生活への移行数	0 人	0 人	0 人
施設入所者の減少数	0 人	3 人	3 人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、医療機関（精神科）や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していく必要があります。県が算定した本市の令和5年度末の「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（サービス利用者数）」は27人（平成26年度末からの10年間の累計）であり、これを勘案して後述のサービス見込量に反映させています。

以上のことから、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

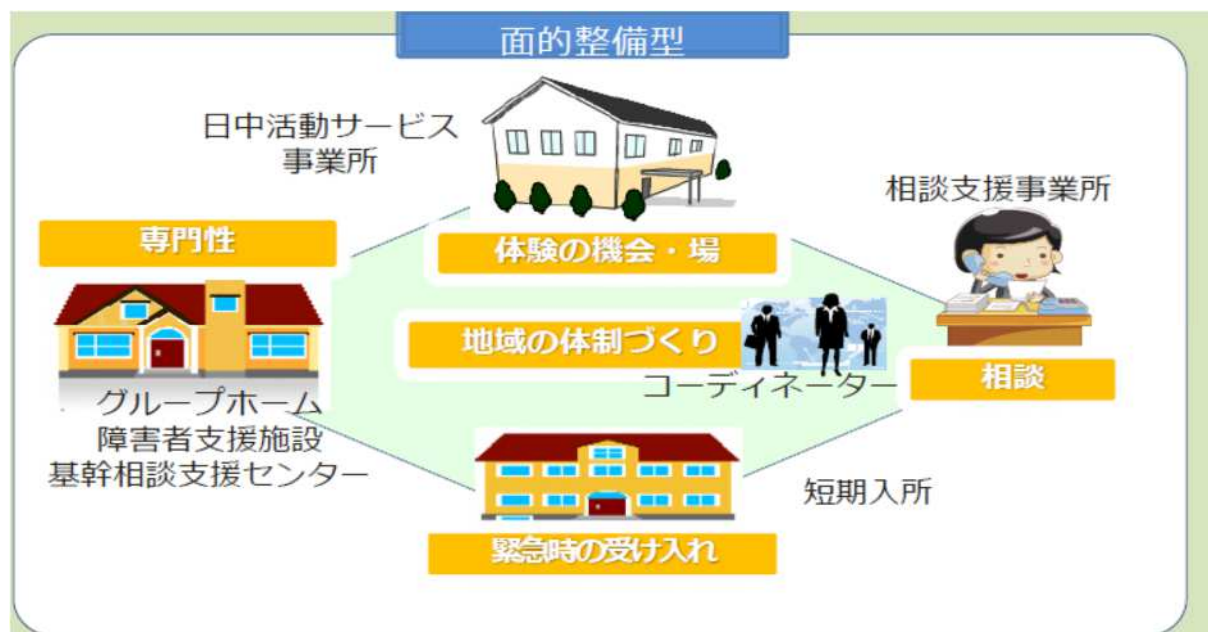


精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータルサイト
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」より

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が地域で安心して生活できるように、緊急時の相談体制や必要に応じて緊急的な対応が図られるように、砺波圏域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」という。）を、砺波圏域で整備しました。今後は、砺波地域障害者自立支援協議会において運用状況の検証を行い、機能の充実を目指します。

項目	成果目標	内容
ア 障害者の地域での生活を支援する拠点等の確保及び機能の充実	年1回以上運用状況の検証	小矢部市、砺波市、南砺市で構成する砺波地域障害者自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の機能の充実について協議します。



資料：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行等（継続）

福祉施設からの一般就労をはじめ、障害者の雇用・就労の促進を図るため、関係部局における情報共有のほか、公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等との連携・協力を努めます。

本市には、就労移行支援事業所がないため、離職者や特別支援学校等の卒業者に対して幅広い支援が行えるよう他市の事業所と連携して活用を図り、訓練から就職、職場定着、離職後の再チャレンジまでの一貫した支援を提供するように努めます。

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行する人の目標値は、国の方針により、就労移行支援事業については、移行率の上昇を見込み1.30倍以上、就労継続支援事業所A型及びB型については、一般就労が困難である人に対し、就労や生産活動の機会の提供や就労に向けた訓練等を実施するものであり、A型は1.26倍以上、B型は1.23倍以上を目指します。

イ 就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業の就労定着率は就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指しますが、本市においては、就労定着支援事業所が令和3年3月現在設置されていないため、目標値を設定しないものとします。

ウ 就労定着支援事業利用人数

就労定着支援事業の利用者数は就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人（令和5年度中に一般就労に移行し、就労を継続する期間が6カ月を経過した人）のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項目	成果目標	内 容
ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	9 人 (令和5年度)	令和元年度末実績(6人) (内訳) 就労移行支援事業(2人) 就労継続支援A型事業(3人) 就労継続支援B型事業(1人) 令和元年度末実績から 就労移行支援事業 1.30倍以上 (令和5年 3人) 就労継続支援A型事業 1.26倍以上 (令和5年 4人) 就労継続支援B型事業 1.23倍以上 (令和5年 2人) (国の基本指針と同様)
イ 就労定着支援事業所の割合	—	今後、事業所の新規開設があった場合には、国の指針をみたすことができるよう、就労定着支援事業所と連携して取り組みます。
ウ 就労定着支援事業利用人数	7人 (令和5年度)	アのうち、就労定着支援事業を利用する人が7割以上 (国の基本指針と同様)

【実績の状況】

項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度
福祉施設から一般就労への移行者数	0 人	0 人	6 人
就労移行支援事業の利用者数	2 人	2 人	2 人

5 障害児支援の提供体制の整備等（継続） ★

社会福祉法人わらび学園が設置する児童発達支援センター（福祉型）は、小矢部市、砺波市、南砺市の3市が整備した施設で、このセンターを活用し、砺波圏域で連携しながら、障害児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を砺波圏域で1か所設置できるよう努めます。

また、医療技術の進歩等により人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増えてくると予測されます。そのような医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制整備について、砺波地域障害者自立支援協議会で協議します。また、サービスの必要に応じ、既存の事業所に働きかけると共に、他市にある医療型児童発達支援センターとの連携を図ります。

項目	成果目標	内容
ア 保育所等訪問支援の実施か所数	1か所 (令和5年度)	保育所等訪問支援の実施か所数(砺波圏域)
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置	1か所 (令和5年度)	重症心身障害児を受け入れる事業所数(砺波圏域)

【実績の状況】

項目	H29年度	H30年度	R1年度
保育所等訪問支援の利用者数	1人	0人	0人

6 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）（新規）

小矢部市・砺波市・南砺市の3市が、令和2年に共同設置した「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」において、指定特定・指定障害児相談支援事業所等を対象とした連絡会を開催するなど、砺波圏域の更なる相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

項目	成果目標	内容
ア 相談支援体制の充実・強化等の確保	実施 (令和5年度)	「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」で実施

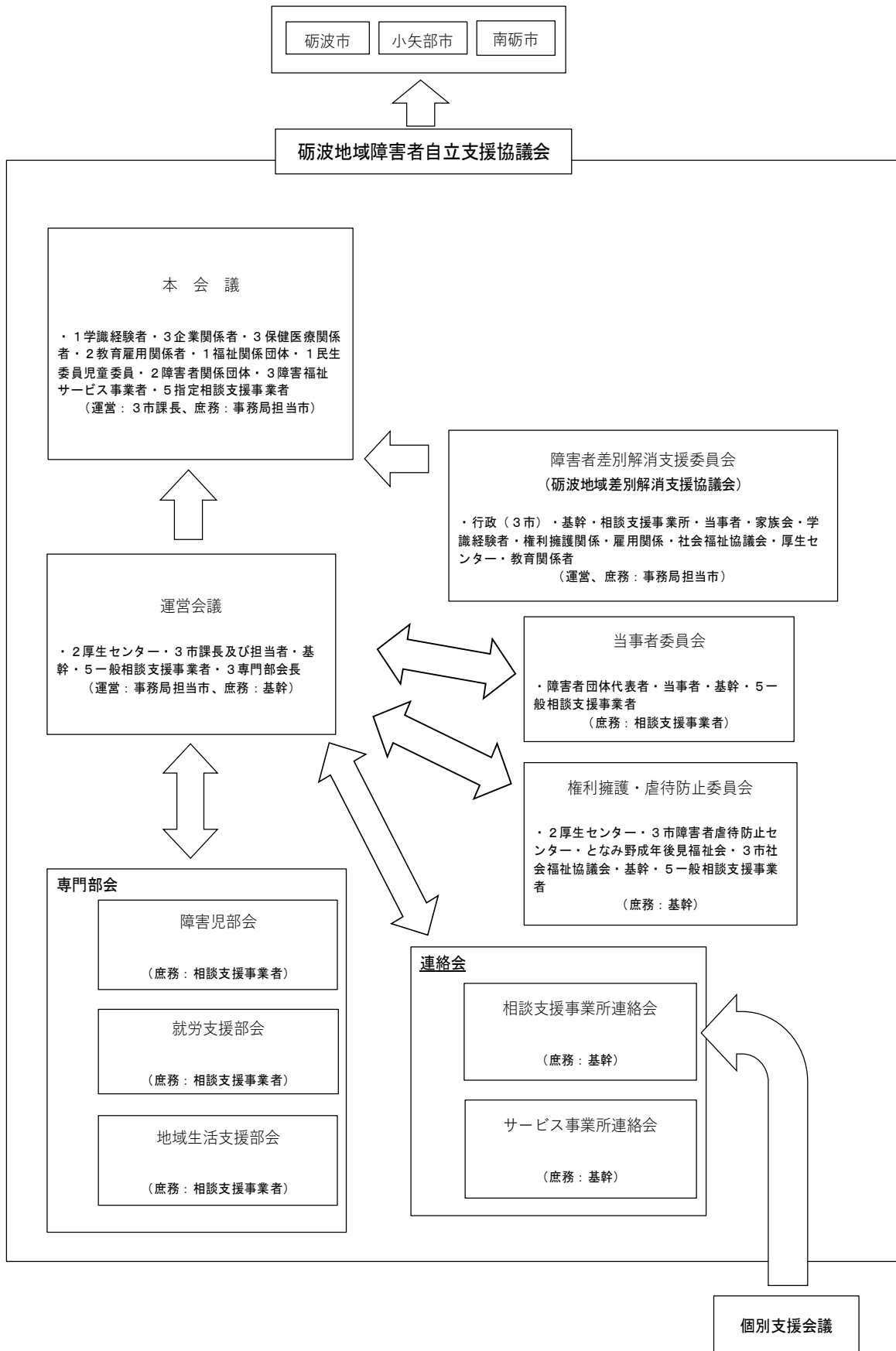
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

現在、国の指針において、障害福祉サービスの質の向上を図るため、第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用を掲げています。

また、近年、障害福祉サービスの多様化や、サービス事業所の増加に伴い、事業所が利用者に対して、より一層必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

本市においては、障害福祉サービスの質を向上させるため、「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」が実施する各種研修会への参加や、障害者自立支援費審査内容の分析結果の活用等を通して、障害福祉サービスの質を向上させるように取り組めます。

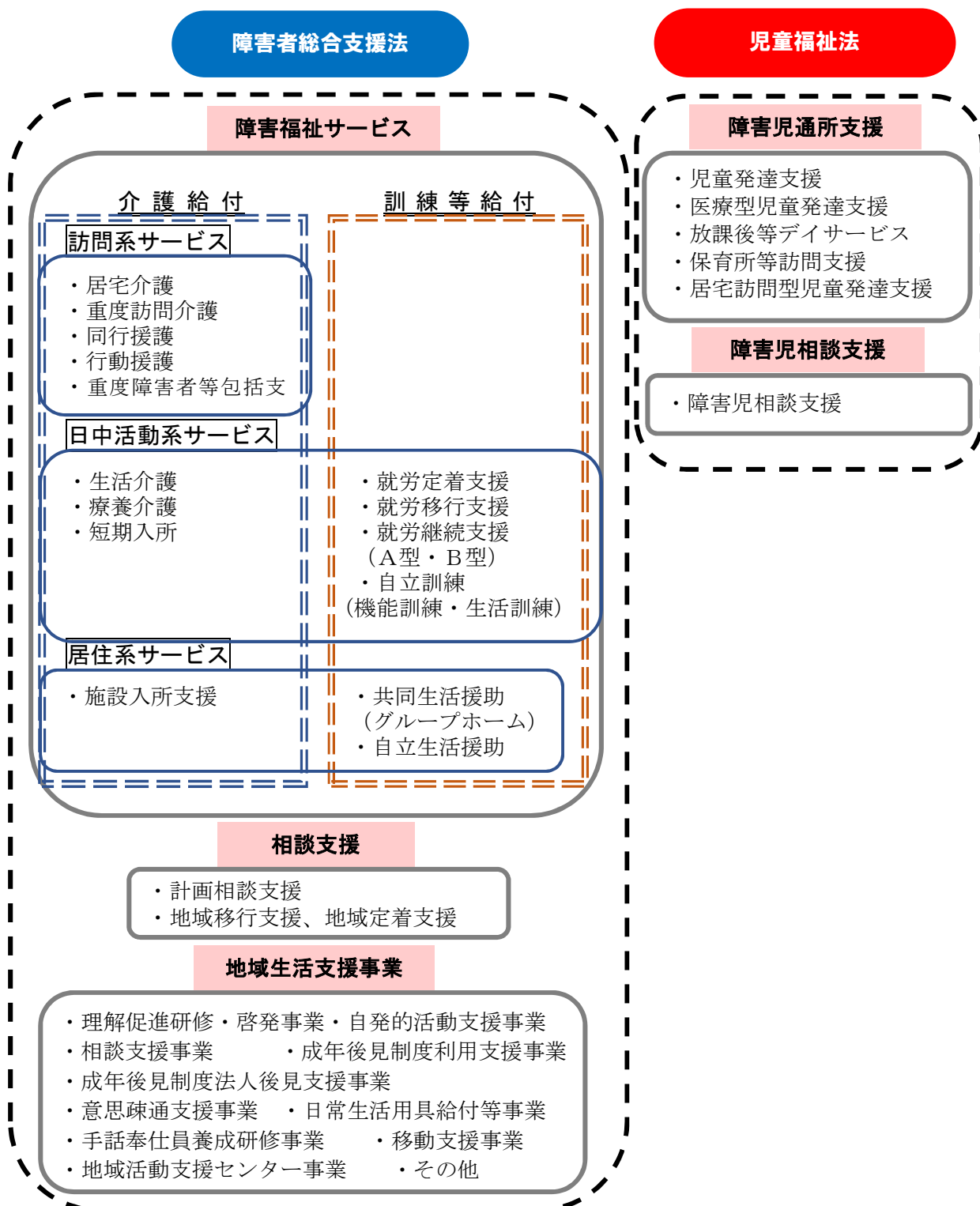
砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制図



第4章 障害福祉サービス等の見込量

成果目標を達成するための基盤となる個々のサービスの必要量は、直近4年間の実績と伸び率、アンケート等を踏まえて見込んでいます。本市は、近隣市の事業所等も活用し、見込量の確保に努めます。

◆障害福祉サービス等の体系



1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは在宅の障害者が利用するサービスであり、各サービスの内容は次のとおりです。

○サービス説明

居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事等の介護や外出時の移動支援を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動支援などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な介護や外出時の移動支援等を行うサービスです。

◎第5期計画各年度実績（月平均）

訪問系サービス		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	利用人数	25人	21人	22人	23人	24人	22人	26人	23人
	利用時間	197時間	168時間	198時間	177時間	216時間	166時間	234時間	206時間
重度訪問介護	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
同行援護	利用人数	7人	6人	8人	5人	9人	5人	10人	5人
	利用時間	105時間	66時間	96時間	63時間	108時間	64時間	120時間	54時間
行動援護	利用人数	5人	2人	2人	1人	3人	1人	4人	0人
	利用時間	13時間	2時間	4時間	2時間	6時間	2時間	8時間	0時間

●第6期計画各年度見込量（月平均）

訪問系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用人数	25人	27人	29人
	利用時間	200時間	216時間	232時間
重度訪問介護	利用人数	0人	0人	1人
	利用時間	0時間	0時間	10時間
同行援護	利用人数	7人	9人	11人
	利用時間	84時間	108時間	132時間
行動援護	利用人数	3人	6人	8人
	利用時間	6時間	12時間	16時間

〔見込量確保のための方策〕

各サービスの実績については横ばい、見込量についてはアンケートの結果からも居宅介護の利用を希望する人が令和5年度までに6人おり、同行援護、行動援護も同様に増加が見込まれます。障害特性を理解したヘルパーの確保に努め、訪問系サービスが適切に提供され、地域生活を継続していけるよう相談支援事業所及びサービス事業所と連携を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、施設等を利用している障害者や在宅の障害者が創作的な活動や訓練等を行うサービスであり、各サービスの内容は次のとおりです。

○サービス説明

生活介護	常に介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などで働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを提供するサービスです。
短期入所(福祉型・医療型) (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者(児)が夜間も含め施設に短期間入所することにより入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

◎第5期計画各年度実績（月平均）

日中活動系サービス		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	利用人数	65 人	78 人	79 人	76 人	82 人	72 人	85 人	66 人
	利用量	1,159 日	1,482 日	1,580 日	1,444 日	1,640 日	1,368 日	1,700 日	1,254 日
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用量	15 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	7 人	6 人	6 人	5 人	7 人	2 人	8 人	2 人
	利用量	54 日	42 日	54 日	30 日	63 日	52 日	72 日	54 日
就労移行 支援	利用人数	8 人	2 人	4 人	2 人	4 人	2 人	5 人	2 人
	利用量	118 日	28 日	72 日	34 日	72 日	48 日	90 日	38 日
就労継続 支援(A型)	利用人数	27 人	30 人	31 人	37 人	34 人	34 人	37 人	37 人
	利用量	581 日	600 日	651 日	740 日	714 日	646 日	777 日	703 日
就労継続 支援(B型)	利用人数	63 人	61 人	61 人	61 人	64 人	70 人	67 人	70 人
	利用量	1,072 日	1,037 日	1,098 日	1,037 日	1,152 日	1,260 日	1,206 日	1,260 日
就労定着 支援	利用人数			1 人	0 人	2 人	0 人	4 人	1 人
療養介護	利用量	7 人	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
短期入所	利用人数	20 人	9 人	10 人	9 人	12 人	10 人	14 人	4 人
	利用量	120 日	72 日	80 日	54 日	96 日	60 日	112 日	24 日

●第6期計画各年度見込量（月平均）

日中活動系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用人数	63人	60人	58人
	利用量	1,197日	1,140日	1,102日
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	0人	0人	1人
	利用量	0日	0日	15日
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	3人	4人	4人
	利用量	36日	48日	48日
就労移行支援	利用人数	3人	3人	3人
	利用量	57日	57日	57日
就労継続支援(A型)	利用人数	41人	46人	51人
	利用量	779日	874日	969日
就労継続支援(B型)	利用人数	73人	76人	79人
	利用量	1,314日	1,368日	1,422日
就労定着支援	利用人数	5人	6人	7人
療養介護	利用人数	9人	9人	9人
短期入所	利用人数	8人	12人	15人
	利用量	56日	84日	105日

〔見込量確保のための方策〕

就労継続支援（A型、B型）の利用者が増加しています。その他のサービスについては、横ばいあるいは減少傾向にあります。短期入所の令和2年度における利用者数が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サービス利用を控えたことがあったと考えられます。

見込量については、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）就労定着支援及び短期入所において、アンケートの結果からも利用を希望する人が令和5年度までにそれぞれ10人以上おり、今後も増加が見込まれます。就労移行支援、就労継続支援A型事業所、就労定着支援事業所及び自立訓練（機能訓練）事業所は市内にはなく、自立訓練（生活訓練）事業所も1か所であるため、砺波地域障害者自立支援協議会を始めとした地域の関係機関や事業所と連携を図りながら、働く場所の確保に努めるとともに、本市の立地を活かした砺波圏域、金沢市、高岡市等の広域的な連携を図りながら、訓練から就職、職場定着までの一貫した支援体制が提供できるよう努めます。

また、短期入所については、令和2年度に短期入所事業所が市内で1か所開設され、令和3年度からはさらに1か所開設予定です。今後も継続して身近な地域で、必要な時に短期入所サービスが利用できるようサービス提供体制の整備に努めます。

生活介護については、アンケートの結果及び実績の伸び率等を勘案した結果、見込量の減少を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは施設等で夜間に居住を支援するサービスであり、各サービスの内容は次のとおりです。

○サービス説明

共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において行われる相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主として夜間に施設に入所する障害者に、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用して、一人暮らしを希望する人に、定期的に電話や居宅を訪問し、地域生活の支援を行うサービスです。

◎第5期計画各年度実績（月平均）

居住系サービス		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数	34人	27人	28人	29人	30人	29人	33人	30人
施設入所支援	利用人数	48人	50人	48人	49人	48人	46人	48人	41人
自立生活援助	利用人数			1人	0人	1人	0人	1人	0人

●第6期計画各年度見込量（月平均）

居住系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数	33人	36人	39人
施設入所支援	利用人数	41人	40人	39人
自立生活援助	利用人数	1人	2人	3人

〔見込量確保のための方策〕

共同生活援助（グループホーム）の利用者が微増しています。共同生活援助は住まいの場として重要な役割を担っており、市内では令和2年度に共同生活援助事業所が1か所開設され、令和3年度にも1か所開設予定です。

今後、共同生活援助は施設や病院等から地域生活への移行を目指す障害者の受け皿として、また、障害者や一緒に暮らす家族の高齢化による家族形態の変化が進む現状を踏まえ、親亡き後の地域生活を継続していくための住まいとして、利用者の増加も見込まれることから、市内や砺波圏域内のサービス事業所と連携を図り、見込量の確保に努めます。

2 障害児通所支援の見込量

障害児通所支援サービスは、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスであり、各サービスの内容は次のとおりです。

○サービス説明

児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある就学前の障害児に対して児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、就学前の障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与などの支援を行います。

◎第5期計画各年度実績（月平均）

障害児通所支援		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用人数	18人	14人	16人	12人	17人	11人	18人	8人
	利用量	135日	84日	96日	120日	102日	99日	108日	80日
医療型児童発達支援	利用人数	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	利用量	0日	9日	9日	0日	9日	0日	9日	0日
放課後等 デイサービス	利用人数	12人	13人	17人	15人	17人	24人	17人	21人
	利用量	95日	117日	153日	120日	153日	184日	153日	189日
保育所等 訪問支援	利用人数	2人	1人	2人	0人	2人	0人	2人	0人
	利用量	2日	1日	2日	0日	2日	0日	2日	0日
居宅訪問型児童発達支援	利用人数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量			0日	0日	0日	0日	0日	0日
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（圏域）	配置人数			0人	0人	1人	0人	2人	10人

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については年間

●第6期計画各年度見込量（月平均）

障害児通所支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用人数	7人	6人	5人
	利用量	63日	54日	45日
医療型児童発達支援	利用人数	0人	0人	1人
	利用量	0日	0日	10日
放課後等 デイサービス	利用人数	23人	25人	28人
	利用量	207日	225日	252日
保育所等訪問支援	利用人数	0人	0人	1人
	利用量	0日	0日	1日
居宅訪問型児童発達支 援	利用人数	0人	0人	1人
	利用量	0日	0日	1日
医療的ケア児に対する関連分 野の支援を調整するコーディネ ーターの配置(圏域)	配置人数	11人	12人	13人

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については年間

〔見込量確保のための方策〕

放課後等デイサービスの利用者が増加しています。市内では令和2年度中に1か所開設され、今後の利用量の増加に対応します。医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業所がないため、重症心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な障害児が身近な地域において障害の種別に関わりなく、適切なサービスが受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉等の関係機関と連携を図り、砺波圏域内の体制整備に努めます。

3 計画相談支援・障害児相談支援等の見込量

計画相談支援・障害児相談支援等は、障害福祉サービスの支給申請に対して必要となるサービス等利用計画案を作成し、事業者との連絡調整等を行うもので、各サービスの内容は次のとおりです。

○サービス説明

計画相談支援	障害福祉サービスの利用を希望するすべての障害者に対し、サービス利用に係る支援や調整を行うとともに、サービス利用計画を作成します。サービス利用開始後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や児童福祉施設に入所、又は精神科病院に入院している18歳以上の障害者に対し、地域移行支援計画の作成や住居の確保、その他地域移行のための活動に関する相談、同行支援、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院又は家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などに対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

◎第5期計画各年度実績（月平均）

計画相談支援・障害児相談支援等		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	利用人数	41人	44人	49人	60人	54人	71人	59人	67人
地域移行支援	利用人数	1人	0人	2人	0人	2人	1人	2人	0人
地域定着支援	利用人数	2人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人
障害児相談支援	利用人数	6人	7人	10人	7人	14人	9人	20人	8人

●第6期計画各年度見込量（月平均）

計画相談支援・障害児相談支援等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用人数	74人	89人	107人
地域移行支援	利用人数	1人	2人	3人
地域定着支援	利用人数	1人	1人	1人
障害児相談支援	利用人数	8人	10人	12人

〔見込量確保のための方策〕

サービスを利用する障害者の増加により計画相談支援の利用者が増加しており、見込量についても、引き続き、増加を見込んでいます。見込量確保のため、相談支援事業所へ利用者等への情報提供を行うとともに、基幹相談支援センター等を通じて、相談支援専門員の確保及び質の向上等、相談支援体制の強化・充実に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

障害者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施するサービスです。市の必須事業は次のとおりです。

○サービス説明

理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を無くすため、障害者などの理解を深めるための研修・啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者や介護する人などの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者や精神障害者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業）	聴覚、言語機能、視覚などの障害のため、意思疎通が困難な人のために、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者などに対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者の交流活動の推進を図り、意思疎通のための情報支援者として、聴覚障害のある人の福祉に理解と熱意を有する人を養成します。
移動支援事業	障害により屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、自立した日常生活及び社会参加への支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害者に創作的活動などの機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活の支援などを行います。

◎第5期計画各年度実績（年間）

地域生活支援事業(必須)		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	実施か所数	4 か所	3 か所	5 か所	3 か所	5 か所	3 か所	5 か所	3 か所
成年後見制度利用支援事業	利用人数	4 人	1 人	2 人	2 人	2 人	1 人	2 人	1 人
成年後見制度法人後見支援事業	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	のべ利用回数	12 回	26 回	31 回	73 回	34 回	47 回	35 回	64 回
手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無
日常生活用具給付等事業	給付件数	720 件	669 件	1,063 件	798 件	1,115 件	699 件	1,169 件	644 件
介護・訓練用支援用具	給付件数	3 件	0 件	2 件	0 件	2 件	0 件	2 件	0 件
自立生活支援用具	給付件数	3 件	1 件	4 件	6 件	4 件	4 件	4 件	6 件
在宅療養等支援用具	給付件数	6 件	2 件	1 件	8 件	1 件	2 件	1 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	4 件	1 件	7 件	3 件	7 件	2 件	7 件	5 件
排泄管理支援用具	給付件数	700 件	665 件	1,047 件	780 件	1,099 件	691 件	1,153 件	628 件
住宅改修費	給付件数	4 件	0 件	2 件	1 件	2 件	0 件	2 件	2 件
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員数			10 人	9 人			10 人	3 人
移動支援事業	利用人数	17 人	9 人	12 人	10 人	14 人	7 人	15 人	3 人
	利用時間	1,301 時間	413 時間	804 時間	396 時間	938 時間	303 時間	1,005 時間	20 時間
地域活動支援センター(自市分)	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	利用人数	108 人	105 人	100 人	109 人	105 人	114 人	110 人	110 人
地域活動支援センター(他市分)	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	利用人数	32 人	41 人	35 人	43 人	36 人	45 人	37 人	37 人

※地域活動センター事業利用人数については月平均

●第6期計画各年度見込量（年間）

地域生活支援事業(必須)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所
成年後見制度利用支援事業	利用人数	2 人	2 人	2 人
成年後見制度法人後見支援事業	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	のべ利用回数	74 回	74 回	74 回
日常生活用具給付等事業	給付件数	677 件	680 件	683 件
介護・訓練用支援用具	給付件数	1 件	2 件	3 件
自立生活支援用具	給付件数	6 件	6 件	6 件
在宅療養等支援用具	給付件数	3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	6 件	7 件	8 件
排泄管理支援用具	給付件数	657 件	657 件	657 件
住宅改修費	給付件数	4 件	5 件	6 件
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員数	0 人	6 人	0 人
移動支援事業	利用人数	6 人	9 人	11 人
	利用時間	234 時間	351 時間	429 時間
地域活動支援センター(自市分)	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	利用人数	111 人	112 人	113 人
地域活動支援センター(他市分)	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所
	利用人数	39 人	41 人	43 人

※地域活動センター事業利用人数については月平均

〔見込量確保のための方策〕

実績については全体的に減少しています。特に令和2年度の移動支援事業については利用時間が大きく減少しています。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サービス利用を控えたことがあったと考えられます。

見込量については、移動支援事業で、アンケートの結果から令和5年度までに利用を希望する人が13人おり、今後も増加が見込まれます。必要な人が必要な事業を利用できるよう事業内容の周知を図っていきます。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

障害者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施するサービスです。地域の実情に応じて実施することができる任意事業は次のとおりです。

○サービス説明

日常生活支援事業 （日中一時支援、訪問入浴サービス、巡回支援専門員整備、相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保）	保護者や家族介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人の日中における活動の場を提供する日中一時支援事業、家庭での入浴が困難な重度身体障害者に対する訪問入浴サービスなどを行います。また、発達障害などに関する知識を有する専門員が、保育所などの子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う巡回支援専門員の整備を行います。
自動車運転免許取得、改造助成	身体障害者に対して自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用を助成することにより、就労等の社会参加への促進を図ります。
社会参加支援事業	スポーツ、芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。（※令和元年度で事業廃止）

◎第5期計画各年度実績（年間）

地域生活支援事業(任意)		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援	利用人数	9人	7人	17人	5人	18人	8人	20人	6人
	のべ利用回数		351回	578回	333回	612回	405回	680回	166回
訪問入浴サービス	利用人数	4人	2人	2人	0人	2人	1人	2人	1人
	のべ利用回数	146回	113回	112回	0回	112回	4回	112回	50回
巡回支援専門員整備	相談件数	50回	67回	36回	71回	39回	61回	42回	68回
	指導件数	120回	389回	324回	366回	351回	360回	378回	376回
相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数	2件	2件	2件	0件	2件	0件	2件	0件
社会参加支援事業	参加人数	400人	305人	372人	390人	372人	701人	372人	350人
更生訓練費給付事業	利用人数	17人	6人	12人	8人	12人	1人	12人	

●第6期計画各年度見込量（年間）

地域生活支援事業(任意)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	利用人数	8人	10人	12人
	のべ利用回数	384回	480回	576回
訪問入浴サービス	利用人数	2人	3人	3人
	のべ利用回数	84回	126回	126回
巡回支援専門員整備	相談件数	67件	68件	69件
	指導件数	391件	395件	399件
相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	実施か所数	1か所	1か所	1か所
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数	1件	1件	1件
社会参加支援事業	参加人数	485人	534人	574人

〔見込量確保のための方策〕

実績については、巡回支援専門員整備、社会参加支援事業が増加しています。見込量については日中一時支援、訪問入浴サービスがアンケートの結果からも利用を希望する人が令和5年度までに日中一時支援が9人、訪問入浴サービスが4人おり、今後も増加が見込まれます。見込量確保のため必要な人に必要な事業が利用できるよう事業内容の周知を図っていきます。

5 新たな活動指標の見込量

第6期計画策定にあたり、国の基本的な指針をもとに、新たな活動指標が設定されました。小矢部市、砺波市、南砺市で構成する砺波地域障害者自立支援協議会で協議しながら、取組を行っていきます。見込量については次の通りです。

(1) 発達障害者に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングを用いて、発達障害者及びその家族に対する支援体制の確保に努めます。

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	人数	0人	0人	1人

※ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

※ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

※ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供を行います。

※ピアサポート

ピアサポートは、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うものです。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の地域移行を目指します。また、砺波地域障害者自立支援協議会運営会議を「協議の場」として位置づけ、協議を進めていきます。

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援利用者数	人数	1人	1人	2人
精神障害者の地域定着支援利用者数	人数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	人数	18人	20人	22人
精神障害者の自立生活援助利用者数	人数	1人	1人	1人

		見込量（砺波圏域）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数	1回	1回	1回

（３）相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的な支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能のさらなる強化・充実に向け、砺波圏域障害者基幹相談支援センターと連携して進めていきます。

		見込量（砺波圏域）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合的・専門的な相談支援(体制の有無)	有無	有	有	有	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数	320件	320件	320件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数	10件	10件	10件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回数	5回	5回	5回

（４）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者が真に必要とする障害福祉サービス提供の進捗状況の検証を行っていきます。

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施回数	1回	1回	1回

※（２）及び（３）については、砺波圏域障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら見込量の確保を図ります。

第5章 計画の推進について

1 計画の推進体制

この計画は、障害者基本法に基づく「小矢部市障害者福祉計画」と併せて、本市の障害福祉施策の基本計画であり、計画に含まれる分野は、福祉だけでなく、保健、医療、雇用、教育等の様々な分野にわたっており、それぞれの関係機関や関係団体との連携が必要となります。

そのことから、小矢部市・砺波市・南砺市の3市と支援事業所等で設置している「砺波地域障害者自立支援協議会」において、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、雇用、教育等の関係機関の連携のもと、計画の具体化に向けて協議を行い、協働して計画の推進に努めます。

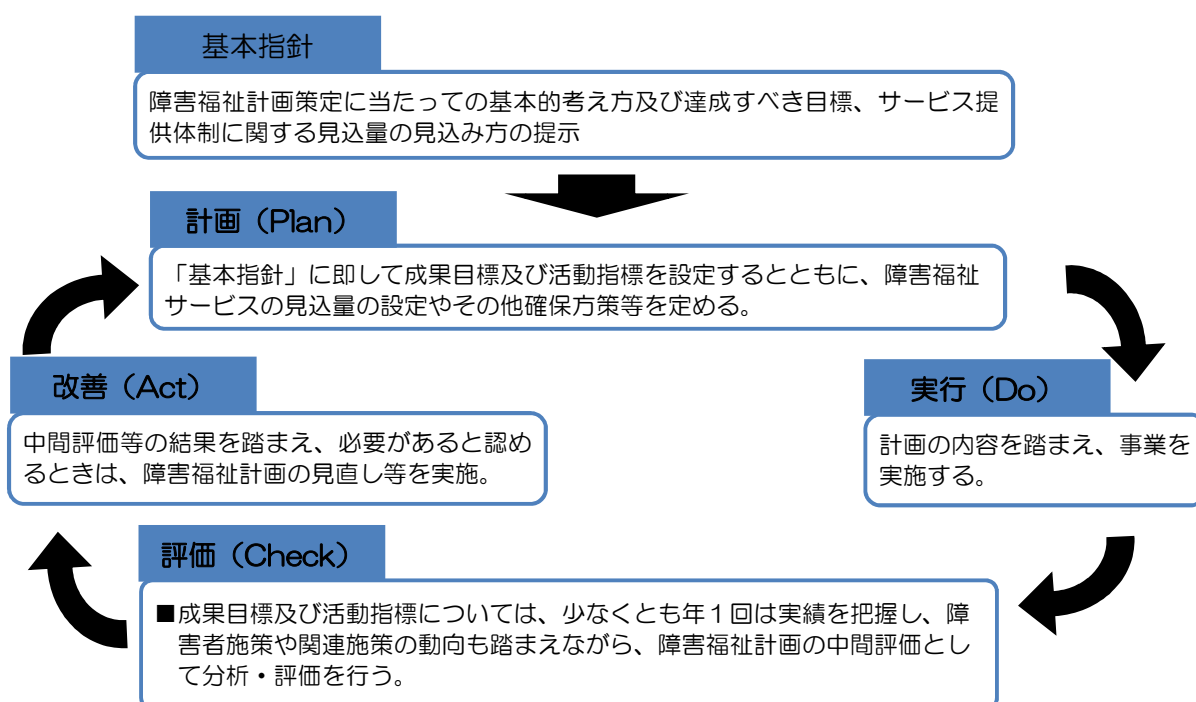
2 達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法第88条の2においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、状況に応じて計画を修正したり、必要な措置を講じたりすることが求められることとなります。

そのため、PDCAサイクルを導入し、成果目標・活動目標について、実績を把握するとともに、分析・評価を行い、次年度以降への取組等に生かしていきます。

また制度改革や国の障害者施策の動向等を踏まえ、状況の変化により計画内容の見直し等を行い、弾力的な運用に努めます。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクル)



資料編

- 1 小矢部市福祉計画策定委員会規則
- 2 小矢部市障害福祉計画策定委員会委員名簿
- 3 小矢部市障害福祉計画策定委員会開催状況
- 4 障害福祉サービス利用状況（利用意向）調査
- 5 障害福祉サービス等の見込量算出の考え方

1 小矢部市福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号）第3条の規定に基づき、小矢部市福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉、障害福祉又は高齢福祉団体の関係者
- (3) 社会福祉、障害福祉又は高齢福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉、障害福祉又は高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 障害者の家族又は家族会会員
- (6) 公募による者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(専門部会の設置等)

第6条 策定委員会は、所掌事務を遂行するため、次の各号に掲げる専門部会を設置し、当該各号に掲げる計画を策定する。

- (1) 小矢部市地域福祉計画策定委員会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定

する市町村地域福祉計画

- (2) 小矢部市障害者福祉計画策定委員会 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画
 - (3) 小矢部市障害福祉計画策定委員会 障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画
 - (4) 小矢部市老人福祉計画策定委員会 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画
- 2 策定委員会は、専門部会の議決をもって策定委員会の議決とすることができる。
 - 3 前 2 条の規定は、専門部会について準用する。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第 8 条 策定委員会の庶務は、民生部健康福祉課及び社会福祉課において行う。ただし、次の各号に掲げる庶務は、当該各号に掲げる課において行う。

- (1) 第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる専門部会の庶務 社会福祉課
- (2) 第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる専門部会の庶務 健康福祉課

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日（平成 29 年 7 月 27 日）から施行する。

2 小矢部市障害福祉計画策定委員会委員名簿

令和2年9月23日現在

(敬称略)

所属	役職	氏名
小矢部市社会福祉協議会	会長	日光 久悦
小矢部市民生委員児童委員協議会	会長	榊 悟常
小矢部市医師会	理事	松岡 理
富山県砺波厚生センター小矢部支所	支所長	堀田 和
小矢部市身体障害者協会	会長	高田 洋信
小矢部市手をつなぐ育成会	会長	辻 信明
メルヘン家族会	会長	田中 良久
わらび学園	保育士	吉川 美由紀
NPO法人わくわく小矢部	副理事長	林 和宏
地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	寺西 映子
公募委員		坂田 優子
公募委員		上田 亨

3 小矢部市障害福祉計画策定委員会開催状況

策定委員会開催日	協議事項等
令和2年9月23日	【第1回委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・第6期小矢部市障害福祉計等の策定の概要について ・アンケート調査票について ・今後のスケジュールについて
(令和2年10月)	【アンケートの実施】 <ul style="list-style-type: none"> ① 調査対象者 696人 (市内在住の障害者手帳所持者又は障害福祉サービス利用者ただし、65歳以上は障害福祉サービス利用者のみ) ② 回収率 54.9% (382人)
令和2年12月24日	【第2回委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・第6期小矢部市障害福祉計画及び第2期小矢部市障害福祉計画の構成について ・第5期小矢部市障害福祉計画等の実績について ・障害福祉サービスアンケート調査の中間報告について
令和3年1月25日	【第3回委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・第6期小矢部市障害福祉計画及び第2期小矢部市障害福祉計画素案について
(令和3年2月4日 ～令和3年3月5日)	【パブリックコメントの実施】
令和3年3月22日	【第4回委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等の結果について ・第6期小矢部市障害福祉計画及び第2期小矢部市障害児福祉計画案について

4 障害福祉サービス利用状況（利用意向）調査

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

2 調査対象

小矢部市在住の障害者手帳所持者及び障害福祉サービスの利用者

3 調査期間

令和2年10月15日から令和2年10月30日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
696通	382通	54.9%

6 調査結果の表示方法

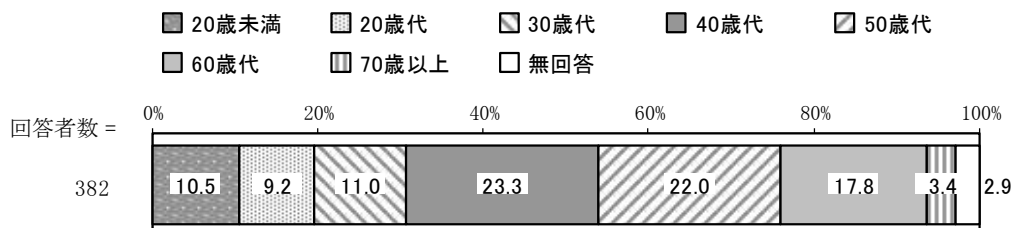
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
 - ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを網かけをしています。（無回答を除く）

II 調査結果

1 回答者属性

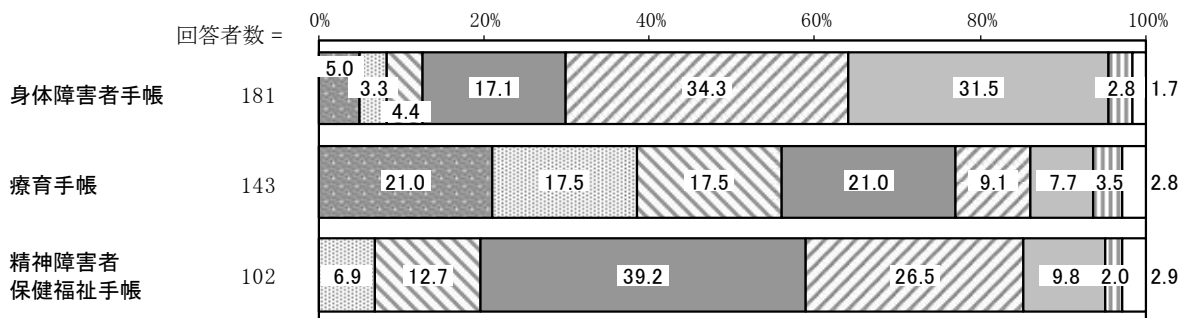
1 障害者の年齢

「40歳代」の割合が23.3%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が22.0%、「60歳代」の割合が17.8%となっています。



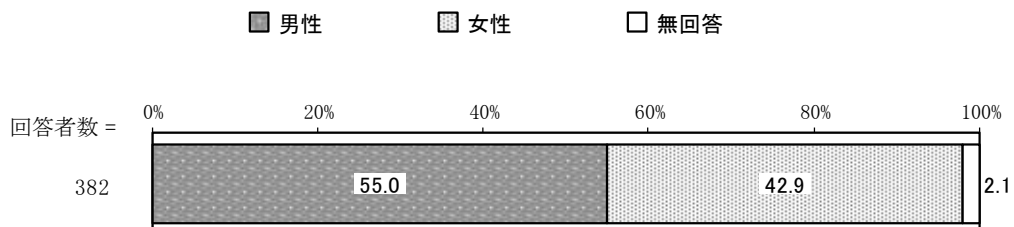
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「20歳未満」「20歳代」の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「40歳代」の割合が、身体障害者手帳で「50歳代」「60歳代」の割合が高くなっています。



2 性別

「男性」の割合が55.0%、「女性」の割合が42.9%となっています。



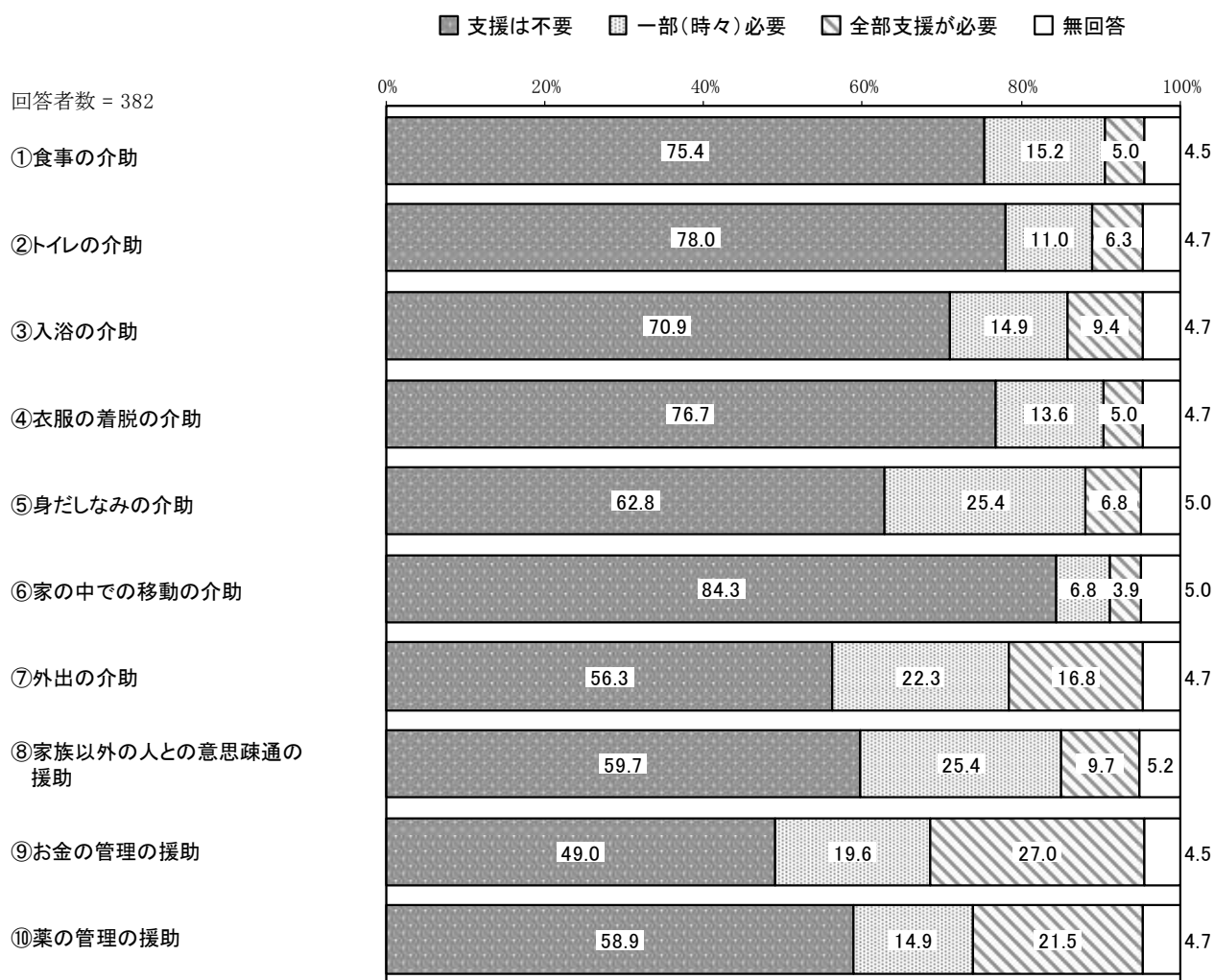
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、大きな差異はみられません。



3 日常生活の中で、必要な支援

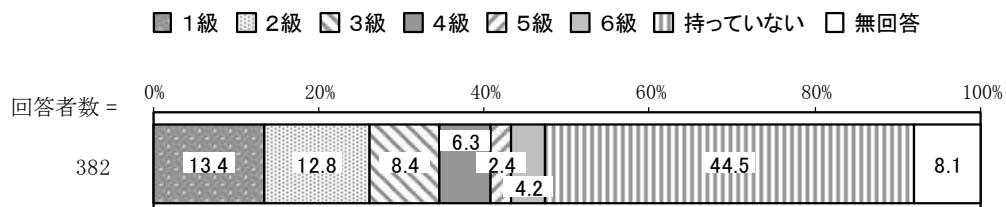
全体では、『⑥家の中での移動の介助』で「支援は不要」の割合が高く、8割台半ばとなっています。また、『⑤身だしなみの介助』『⑧家族以外の人との意思疎通の援助』で「一部（時々）必要」の割合が、『⑨お金の管理の援助』で「全部支援が必要」の割合が高くなっています。



2 障害の状況について

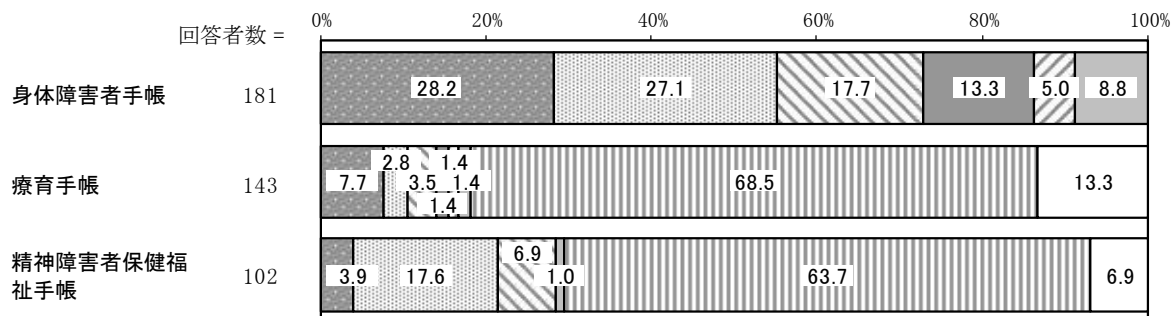
4 身体障害者手帳の所持

「持っていない」の割合が44.5%と最も高く、次いで「1級」の割合が13.4%、「2級」の割合が12.8%となっています。



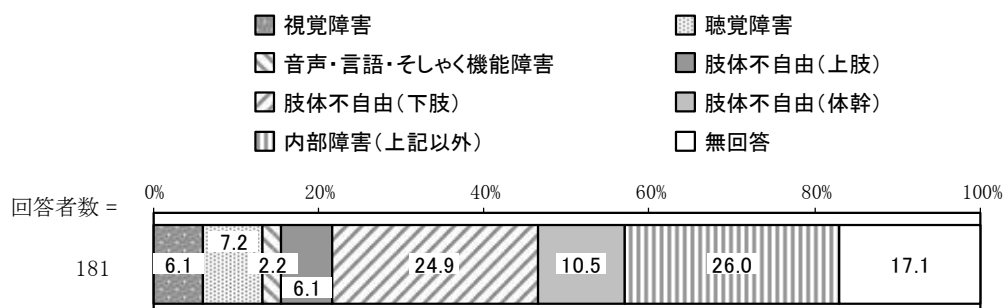
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で身体障害者手帳も所持している人の割合が高く、約3割となっています。



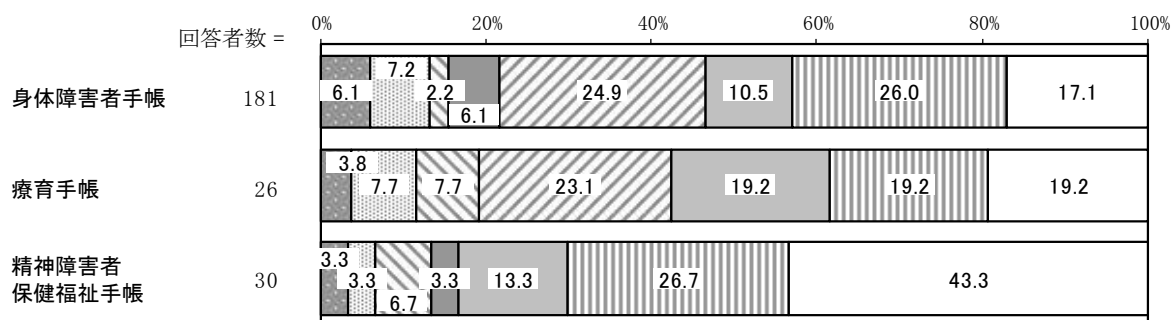
5 身体障害者手帳の主たる障害

「内部障害（1～6以外）」の割合が26.0%と最も高く、次いで「肢体不自由（下肢）」の割合が24.9%、「肢体不自由（体幹）」の割合が10.5%となっています。



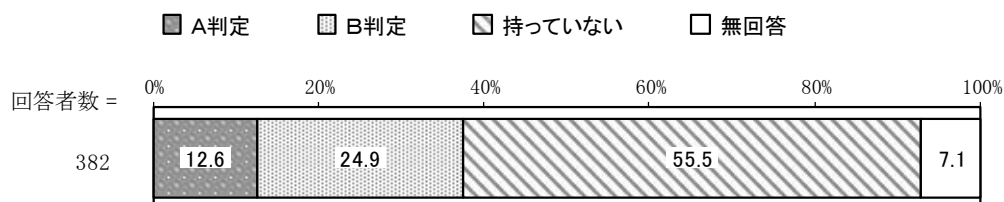
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳も所持している人で「肢体不自由（体幹）」の割合が高く、約2割となっています。



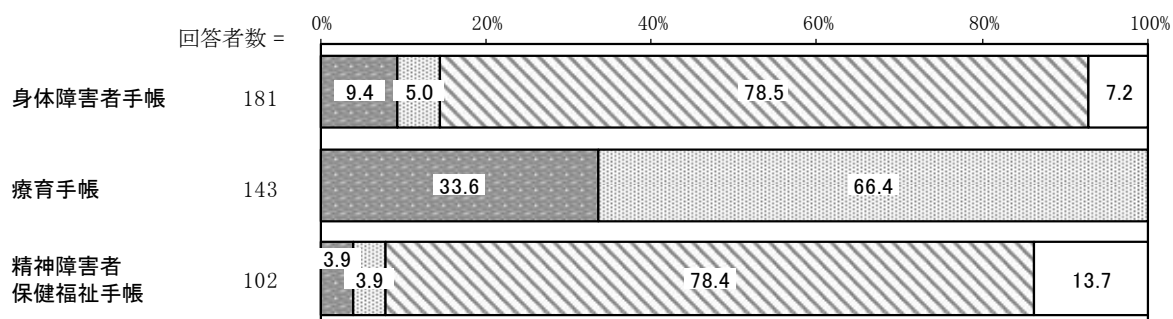
6 療育手帳の所持

「持っていない」の割合が55.5%と最も高く、次いで「B判定」の割合が24.9%、「A判定」の割合が12.6%となっています。



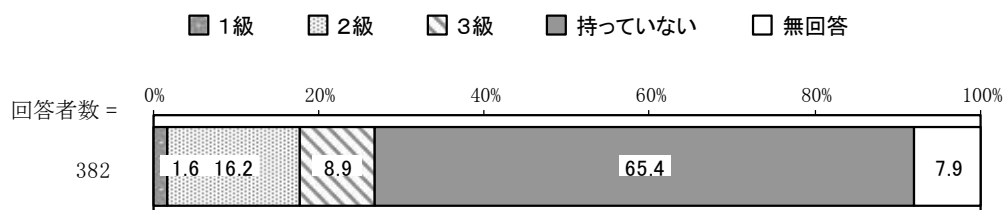
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、身体障害者手帳と療育手帳を所持している人の割合は1割台半ばとなっています。



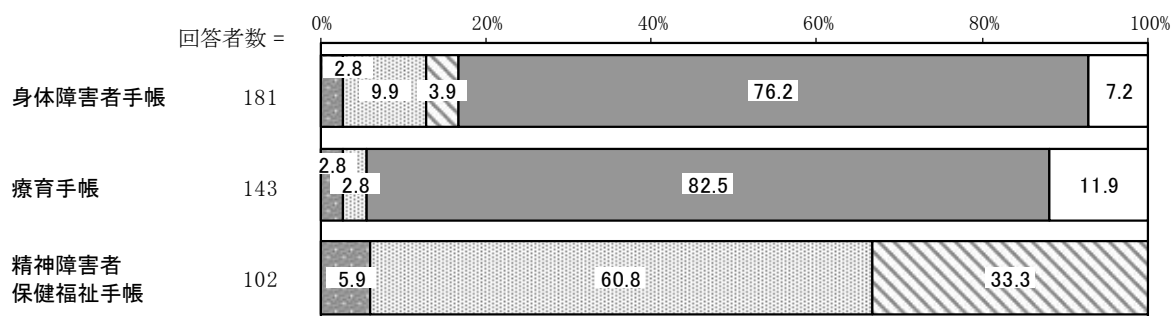
7 精神障害者保健福祉手帳の所持

「持っていない」の割合が65.4%と最も高く、次いで「2級」の割合が16.2%となっています。



【所持手帳別】

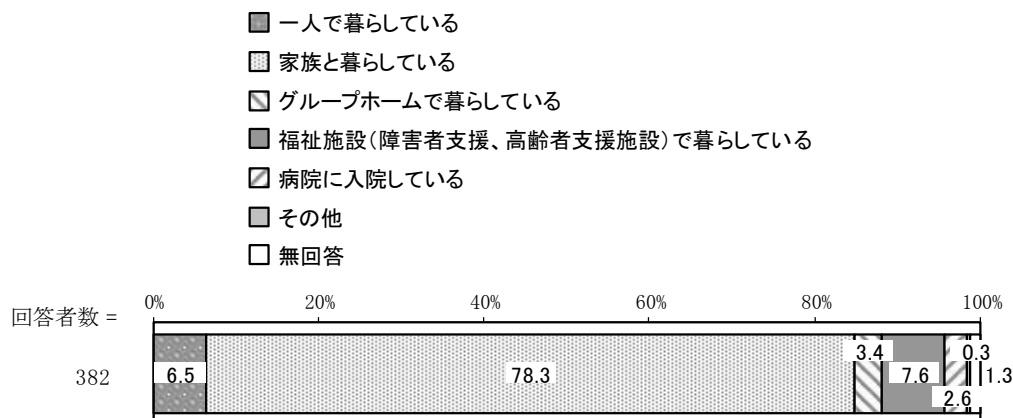
所持手帳別でみると、身体障害者手帳、療育手帳ともに「持っていない」の割合が高くなっています。



3 住まいや暮らしについて

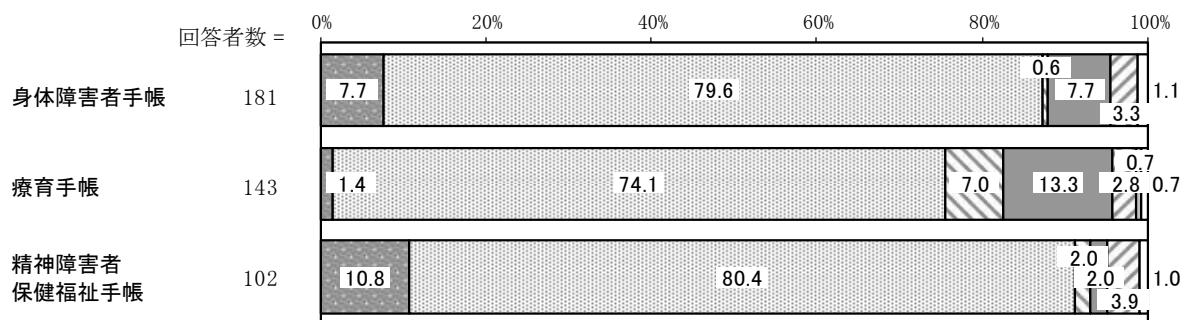
8 現在の暮らし

「家族と暮らしている」の割合が78.3%と最も高くなっています。



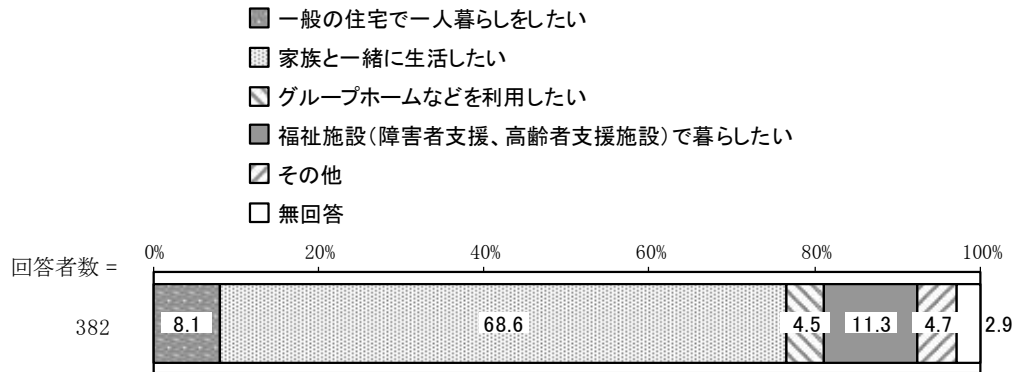
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「福祉施設（障害者支援、高齢者支援施設）で暮らしている」の割合が高く、約1割となっています。



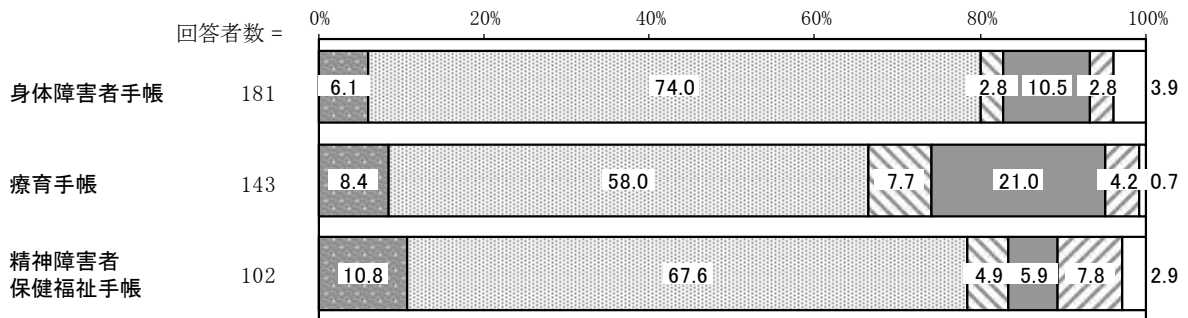
9 今後3年以内の暮らしの希望

「家族と一緒に生活したい」の割合が68.6%と最も高く、次いで「福祉施設（障害者支援、高齢者支援施設）で暮らしたい」の割合が11.3%となっています。



【所持手帳別】

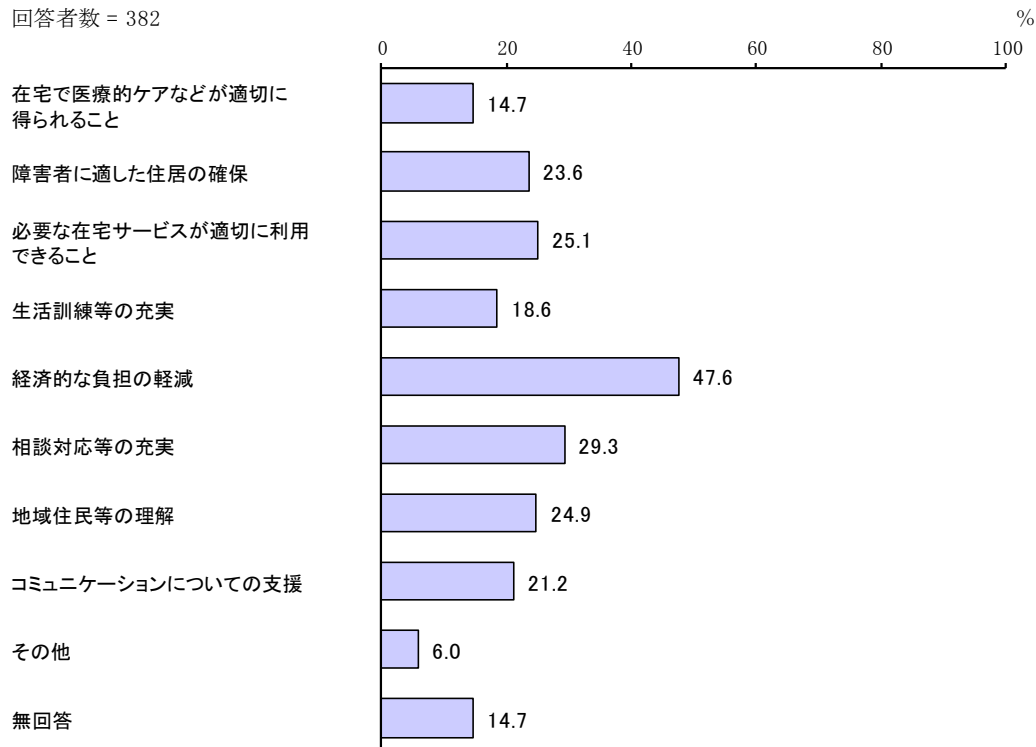
所持手帳別で見ると、他に比べ、療育手帳で「福祉施設（障害者支援、高齢者支援施設）で暮らしたい」の割合が高く、約2割となっています。



10 希望する暮らしのための支援

「経済的な負担の軽減」の割合が47.6%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」の割合が29.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が25.1%となっています。

回答者数 = 382



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「経済的な負担の軽減」の割合が高く、約6割となっています。また、

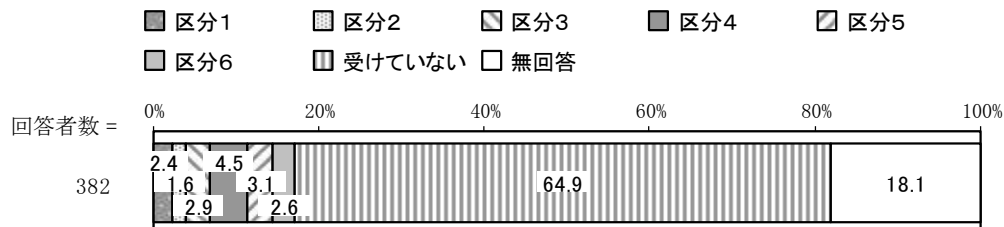
単位：%

区分	回答者数(件)	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
身体障害者手帳	181	18.2	24.9	30.4	14.9	47.0	22.1	17.7	17.1	5.5	14.9
療育手帳	143	15.4	28.0	26.6	25.2	42.0	32.2	32.2	30.1	7.0	11.9
精神障害者保健福祉手帳	102	7.8	16.7	17.6	14.7	60.8	40.2	30.4	22.5	4.9	11.8

4 障害福祉サービス等の利用について

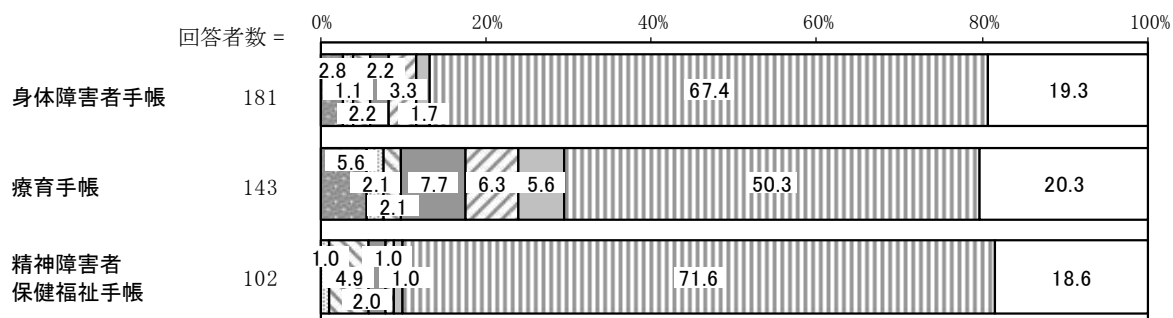
11 障害支援区分認定の有無

「受けていない」の割合が64.9%と最も高くなっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「区分1」から「区分6」をあわせた“認定を受けている”の割合が高く、約3割となっています。

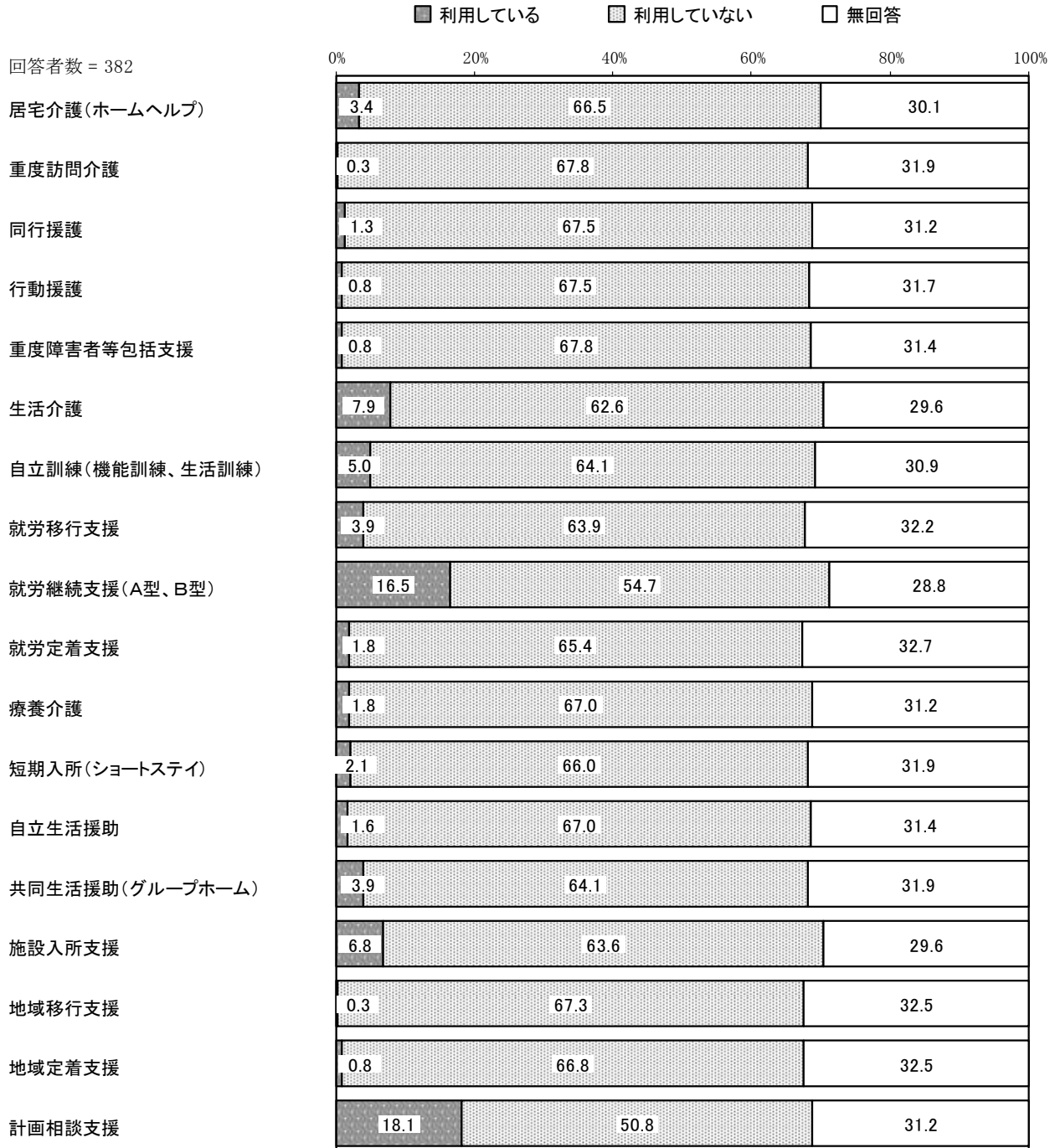


12 福祉サービスの利用と今後の利用予定

1. 現在の利用状況

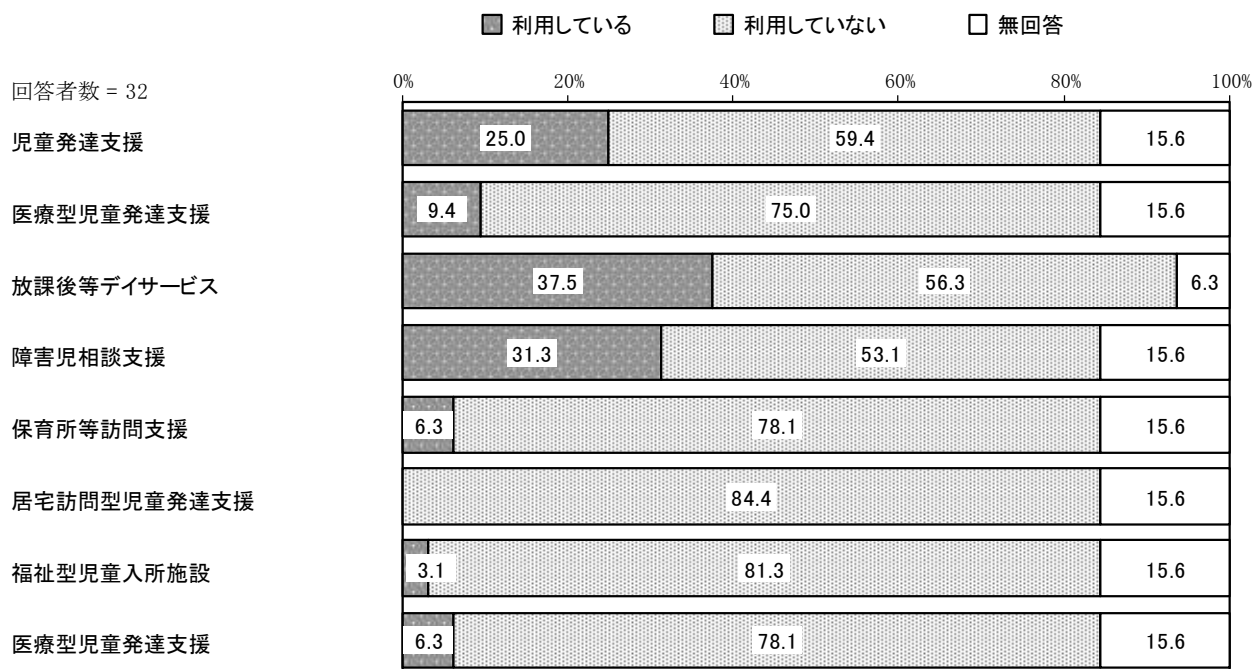
①障害福祉サービス

全体では、すべての項目で「利用していない」の割合が5割以上となっています。また、『就労継続支援（A型、B型）』『計画相談支援』で「利用している」の割合が高く、1割を超えています。



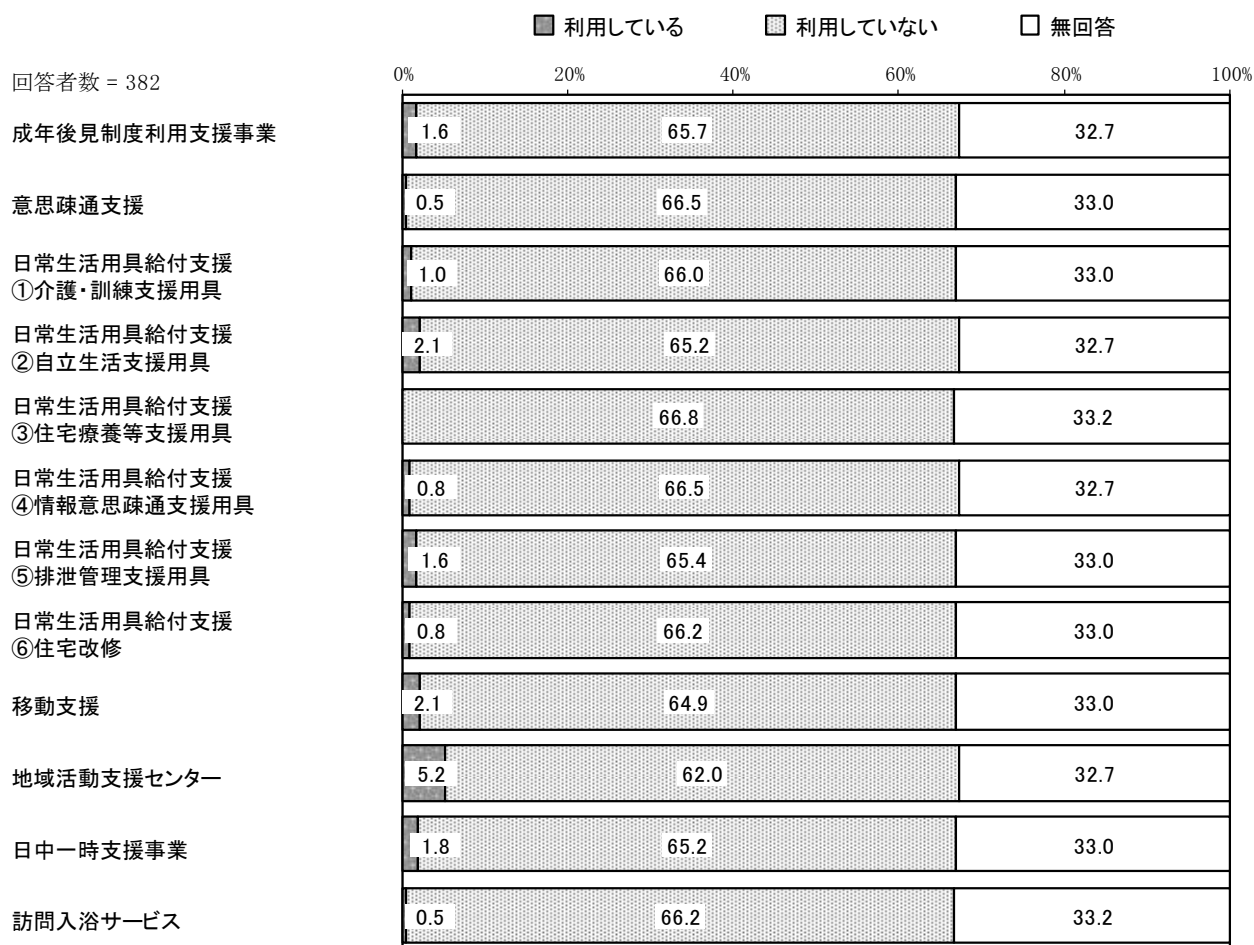
②障害福祉サービス（児童）

全体では、『放課後等デイサービス』『障害児相談支援』で「利用している」の割合が高く、3割以上となっています。また、『居宅訪問型児童発達支援』『福祉型児童入所施設』で「利用していない」の割合が高く、8割を超えています。



③地域生活支援事業

全体では、すべての項目で「利用している」の割合が低く、1割未満となっています。



2. 現在利用していない理由

①障害福祉サービス

すべての項目で「サービスを受ける必要がないため」の割合が最も高く、特に『居宅介護（ホームヘルプ）』『重度訪問介護』『同行援護』『重度障害者等包括支援』『生活介護』『共同生活援助（グループホーム）』『施設入所支援』『地域定着支援』『計画相談支援』で約6割と なっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	サービスを受ける必要が ないため	サービスの対象者に 含まれないため	既に別のサービスの 提供を受けているため	サービス利用時間の 都合が合わないため	地域にサービス提供 場所がないため	利用料金がかかるため	サービスがあることを 知らなかったため	その他	無回答
居宅介護(ホームヘルプ)	254	60.2	2.8	4.3	0.4	0.4	—	—	2.8	29.1
重度訪問介護	259	59.5	4.2	4.2	0.4	0.4	—	—	1.2	30.1
同行援護	258	58.5	5.4	3.9	0.4	0.4	—	0.8	1.2	29.5
行動援護	258	56.2	3.9	3.9	0.4	0.4	1.2	1.9	1.6	30.6
重度障害者等包括支援	259	57.9	4.6	3.9	0.4	0.4	0.4	0.4	1.2	30.9
生活介護	239	62.3	3.3	1.3	0.4	—	—	0.4	1.3	31.0
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	245	56.3	2.4	4.1	—	1.2	0.4	2.0	4.5	29.0
就労移行支援	244	52.0	3.7	6.1	—	2.0	0.4	2.0	6.1	27.5
就労継続支援(A型、B型)	209	53.6	3.8	2.9	—	0.5	—	1.4	8.6	29.2
就労定着支援	250	51.6	4.8	4.8	—	1.2	—	2.0	4.8	30.8
療養介護	256	58.6	4.3	2.3	—	0.4	—	1.2	2.3	30.9
短期入所(ショートステイ)	252	56.0	2.8	4.0	0.4	1.2	0.8	0.4	2.4	32.1
自立生活援助	256	55.5	4.3	2.0	0.4	0.4	0.8	1.6	3.1	32.0
共同生活援助(グループホーム)	245	57.1	2.9	2.0	—	1.2	1.2	1.2	3.3	31.0
施設入所支援	243	61.3	4.5	0.8	—	0.8	0.8	0.4	1.6	29.6
地域移行支援	257	56.8	4.7	2.3	—	—	0.8	1.2	2.7	31.5
地域定着支援	255	59.2	5.1	2.0	—	—	—	1.6	2.0	30.2
計画相談支援	194	60.8	3.1	1.0	—	—	—	1.5	3.1	30.4

②障害福祉サービス（児童）

すべての項目で「サービスを受ける必要がないため」の割合が最も高く、特に『医療型児童発達支援』で約7割となっています。また、『児童発達支援』で「サービスの対象者に含まれないため」の割合が高く、1割台半ばとなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	サービスを受ける必要がないため	サービスの対象者に含まれないため	既に別のサービスの提供を受けているため	サービス利用時間の都合が合わないため	地域にサービス提供場所がないため	利用料金がかかるため	サービスがあることを知らなかったため	その他	無回答
児童発達支援	19	57.9	15.8	—	—	5.3	—	—	—	21.1
医療型児童発達支援	24	62.5	8.3	—	—	4.2	—	—	4.2	20.8
放課後等デイサービス	18	38.9	11.1	—	—	—	—	5.6	11.1	33.3
障害児相談支援	17	58.8	5.9	5.9	—	—	—	5.9	—	23.5
保育所等訪問支援	25	56.0	16.0	4.0	—	—	—	4.0	—	20.0
居宅訪問型児童発達支援	27	66.7	11.1	—	—	—	—	—	—	22.2
福祉型児童入所施設	26	65.4	11.5	—	—	—	—	—	—	23.1
医療型児童発達支援	25	68.0	12.0	—	—	—	—	—	—	20.0

③地域生活支援事業

すべての項目で「サービスを受ける必要がないため」の割合が最も高く、『①介護・訓練支援用具』『②自立生活支援用具』『③住宅療養等支援用具』『④情報意思疎通支援用具』『⑤排泄管理支援用具』で6割台半ばとなっています。

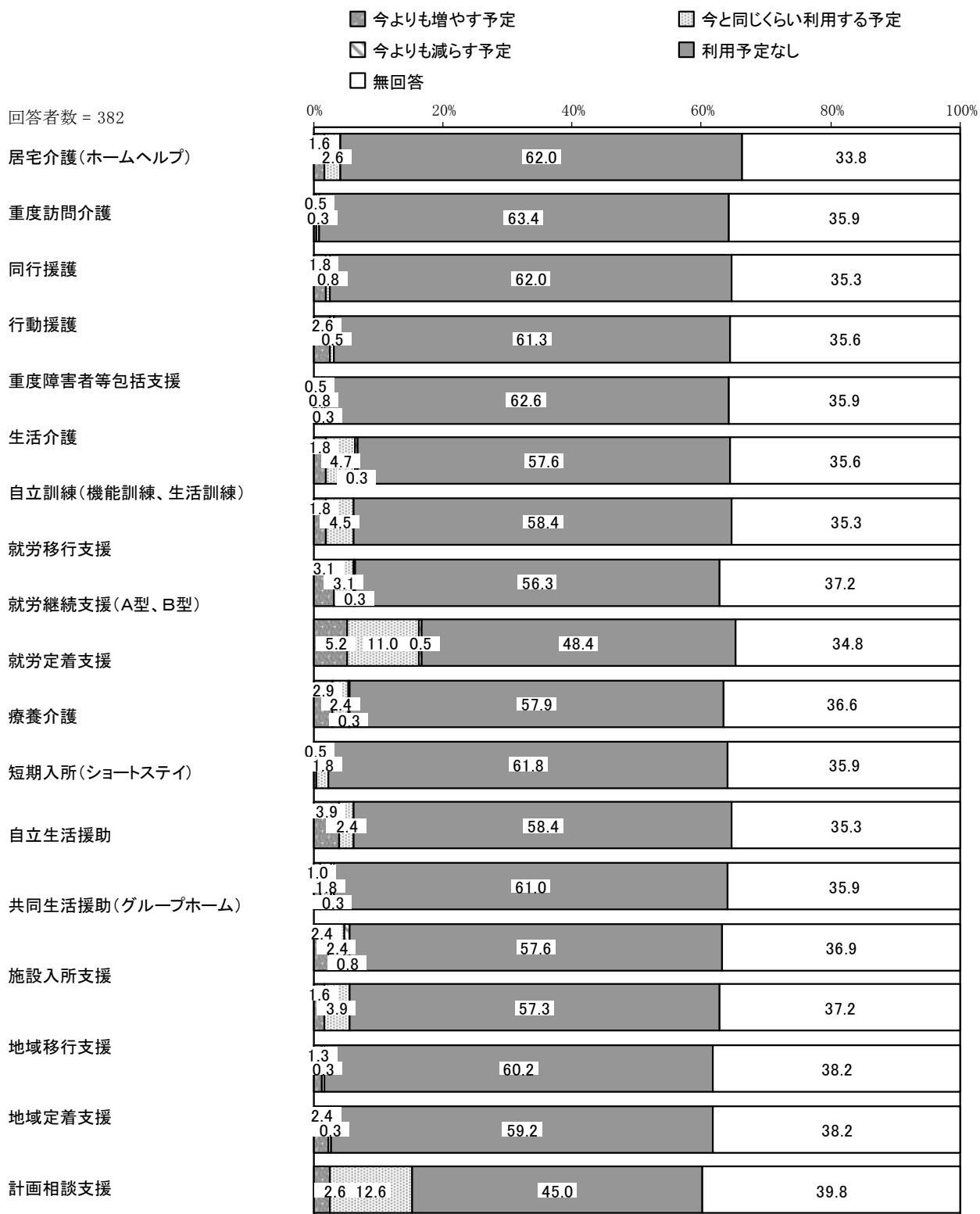
単位：％

区分	回答者数 (件)	サービスを受ける必要がないため	サービスの対象者に含まれないため	既に別のサービスの提供を受けているため	サービス利用時間の都合が合わないため	地域にサービス提供場所がないため	利用料金がかかるため	サービスがあることを知らなかったため	その他	無回答
成年後見制度利用支援事業	251	58.2	2.4	0.4	—	0.4	2.0	4.0	4.4	28.3
意思疎通支援	254	63.4	4.7	0.8	0.4	—	—	0.4	1.2	29.1
日常生活用具給付支援	①介護・訓練支援用具	252	64.7	3.2	2.0	—	0.4	—	0.4	29.0
	②自立生活支援用具	249	65.9	2.4	2.4	—	—	0.8	0.4	28.1
	③住宅療養等支援用具	255	66.7	3.1	1.2	—	—	—	0.4	28.6
	④情報意思疎通支援用具	254	65.4	3.9	1.2	—	—	—	0.4	28.7
	⑤排泄管理支援用具	250	64.4	3.2	2.0	—	—	—	0.4	28.8
	⑥住宅改修	253	62.8	4.7	1.6	—	—	0.8	0.4	28.9
移動支援	248	61.3	2.4	2.0	—	—	1.2	2.0	1.2	29.8
地域活動支援センター	237	54.4	2.1	1.3	0.4	0.8	—	6.3	3.8	30.8
日中一時支援事業	249	61.8	2.0	2.0	0.4	0.4	—	2.4	0.8	30.1
訪問入浴サービス	253	62.1	4.3	2.0	—	0.4	—	—	1.2	30.0

3. 今後の利用意向

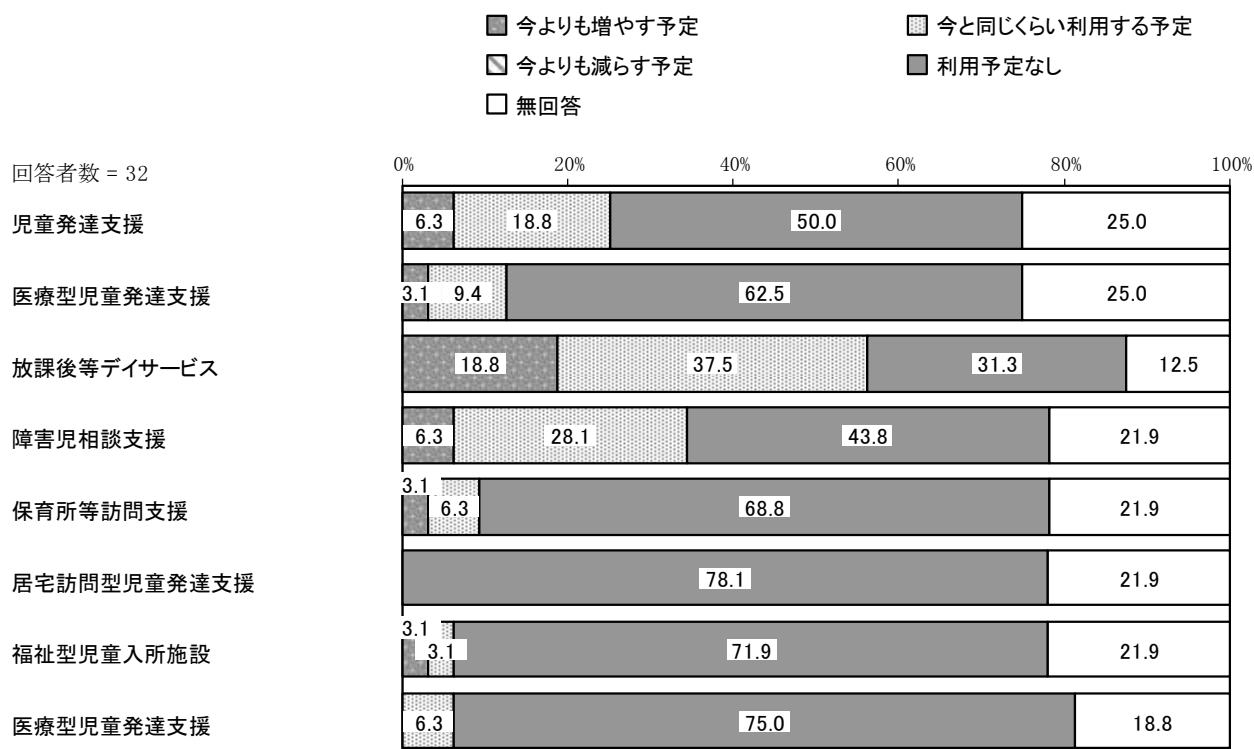
①障害福祉サービス

すべての項目で「利用予定なし」の割合が最も高くなっています。また、『就労継続支援（A型、B型）』『計画相談支援』で「今と同じくらい利用する予定」の割合が高く、約1割となっています。



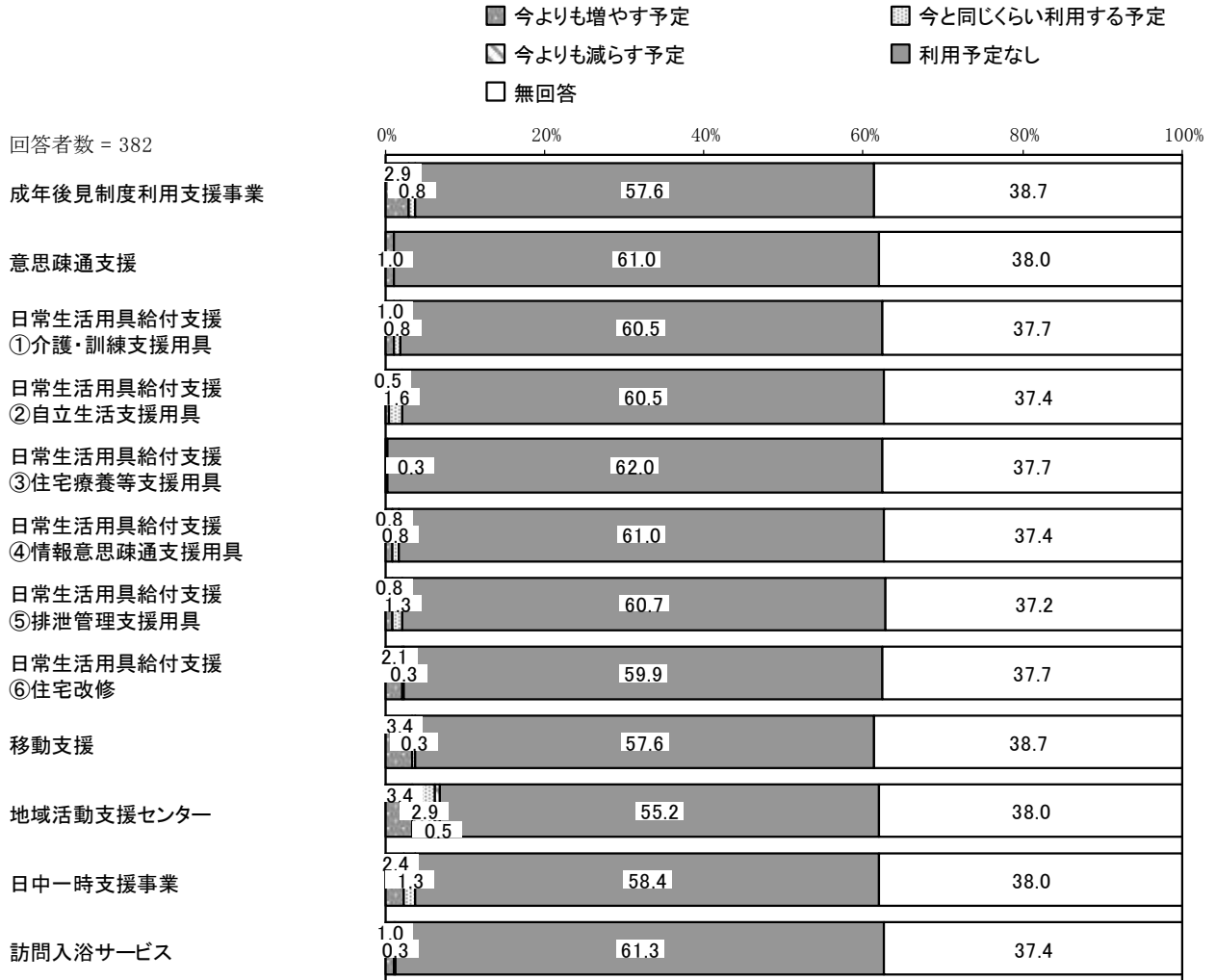
②障害福祉サービス（児童）

『放課後等デイサービス』『障害児相談支援』で「今と同じくらい利用する予定」の割合が高く、特に『放課後等デイサービス』では約4割となっています。また、『放課後等デイサービス』で「今よりも増やす予定」の割合が高く、約2割となっています。一方、『居宅訪問型児童発達支援』で「利用予定なし」の割合が高く、約8割となっています。



③地域生活支援事業

すべての項目で「利用予定なし」の割合が最も高く、6割前後となっています。



4. 利用意向がない理由

①障害福祉サービス

すべての項目で「サービスを受ける必要がないため」の割合が最も高く、6割以上となっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	サービスを受ける必要がないため	サービスの対象者に含まれないため	既に別のサービスの提供を受けているため	サービス利用時間の都合が合わないため	地域にサービス提供場所がないため	利用料金がかかるため	サービスがあることを知らなかったため	その他	無回答
居宅介護(ホームヘルプ)	237	67.1	2.5	4.2	0.4	0.8	0.4	—	3.4	21.1
重度訪問介護	242	65.3	4.5	3.7	0.4	0.8	—	—	2.9	22.3
同行援護	237	65.8	5.1	3.4	0.4	0.8	—	—	3.0	21.5
行動援護	234	64.5	3.4	3.4	0.4	0.9	1.3	0.9	2.6	22.6
重度障害者等包括支援	239	64.9	3.8	3.8	0.4	0.8	0.4	0.4	2.9	22.6
生活介護	220	69.5	2.3	1.8	0.5	0.9	—	—	3.2	21.8
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	223	65.9	1.8	4.9	—	1.8	0.9	2.2	4.0	18.4
就労移行支援	215	62.8	3.3	5.6	—	1.9	0.9	0.5	7.0	18.1
就労継続支援(A型、B型)	185	63.2	3.8	3.2	—	1.1	1.1	0.5	8.6	18.4
就労定着支援	221	62.0	4.5	4.5	—	1.8	0.5	1.4	6.3	19.0
療養介護	236	66.9	5.1	3.0	—	0.8	0.4	1.3	3.8	18.6
短期入所(ショートステイ)	223	68.6	1.8	3.6	0.4	0.9	1.8	0.9	3.1	18.8
自立生活援助	233	65.7	4.3	2.6	0.4	0.9	1.3	0.9	5.2	18.9
共同生活援助(グループホーム)	220	67.3	2.7	2.3	0.5	0.9	1.8	0.5	5.0	19.1
施設入所支援	219	69.4	3.2	1.4	0.5	0.9	1.4	—	3.7	19.6
地域移行支援	230	67.4	3.9	2.2	0.4	0.9	0.9	0.4	3.9	20.0
地域定着支援	226	68.1	4.4	2.2	0.4	0.4	0.4	—	4.0	19.9
計画相談支援	172	69.2	2.3	1.7	0.6	0.6	—	—	2.9	22.7

②障害福祉サービス（児童）

すべての項目で「サービスを受ける必要がないため」の割合が最も高く、特に『医療型児童発達支援』『福祉型児童入所施設』で約7割となっています。また、『児童発達支援』『放課後等デイサービス』で「サービスの対象者に含まれないため」の割合高く、約2割となっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	サービスを受ける必要がないため	サービスの対象者に含まれないため	既に別のサービスの提供を受けているため	サービス利用時間の都合が合わないため	地域にサービス提供場所がないため	利用料金がかかるため	サービスがあることを知らなかったため	その他	無回答
児童発達支援	16	56.3	18.8	—	—	—	—	—	6.3	18.8
医療型児童発達支援	20	70.0	5.0	—	—	—	—	—	10.0	15.0
放課後等デイサービス	10	50.0	20.0	—	—	—	—	10.0	—	20.0
障害児相談支援	14	64.3	7.1	—	—	—	—	7.1	7.1	14.3
保育所等訪問支援	22	59.1	9.1	4.5	—	—	—	4.5	4.5	18.2
居宅訪問型児童発達支援	25	64.0	8.0	—	—	—	—	—	4.0	24.0
福祉型児童入所施設	23	69.6	8.7	—	—	—	—	—	—	21.7
医療型児童発達支援	24	66.7	8.3	—	—	—	—	—	4.2	20.8

③地域生活支援事業

すべての項目で「サービスを受ける必要がないため」の割合が最も高く、特に『②自立生活支援用具』『③住宅療養等支援用具』で7割台半ばとなっています。

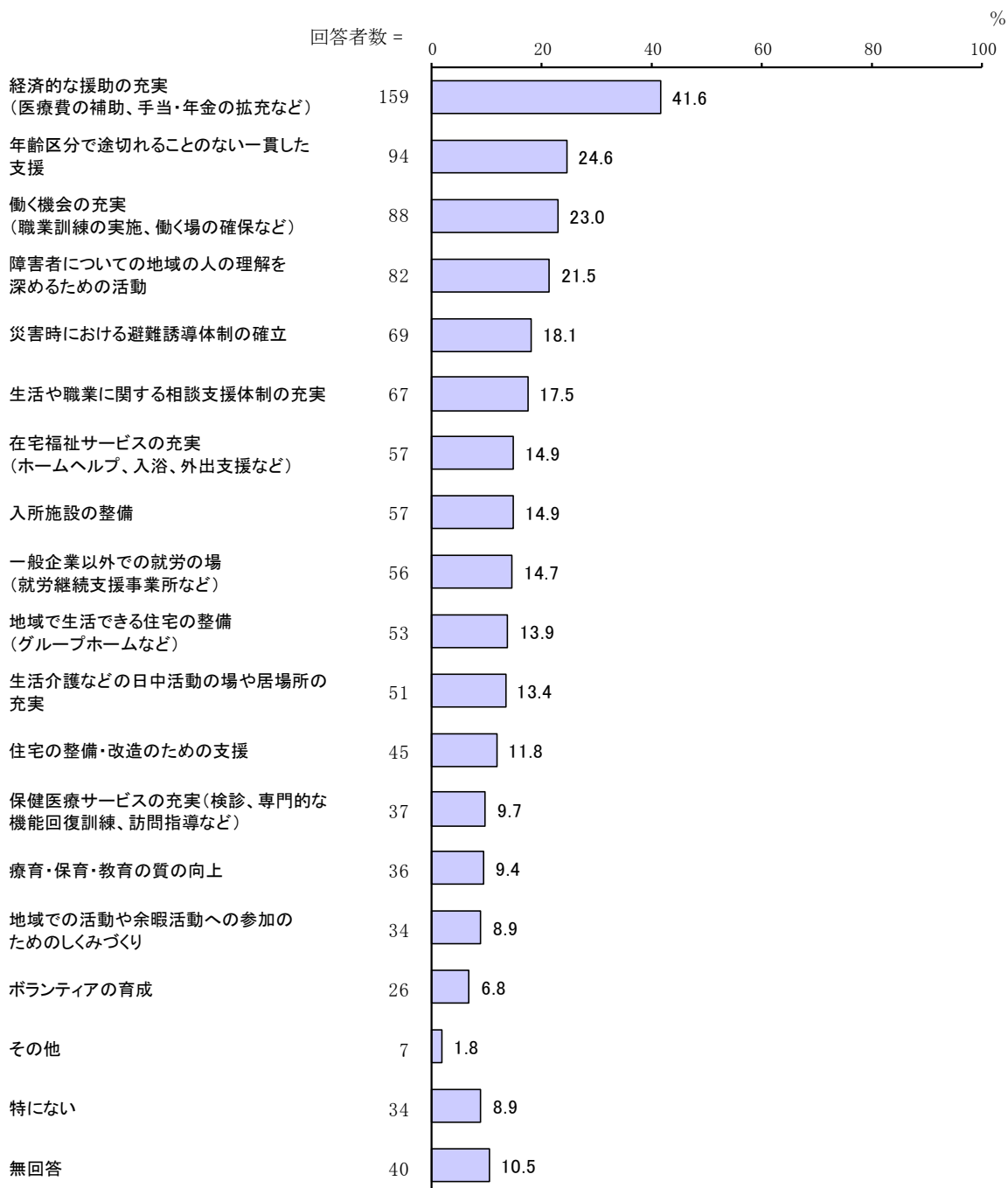
単位：％

区分		回答者数 (件)	サービスを受ける必要がないため	サービスの対象者に含まれないため	既に別のサービスの提供を受けているため	サービス利用時間の都合が合わないため	地域にサービス提供場所がないため	利用料金がかかるため	サービスがあることを知らなかったため	その他	無回答
成年後見制度利用支援事業		220	69.5	2.3	0.9	—	0.5	1.8	0.9	5.0	19.1
意思疎通支援		233	71.7	5.2	0.9	0.4	0.4	—	—	2.6	18.9
日常生活用具給付支援	①介護・訓練支援用具	231	72.7	3.5	2.2	—	0.4	—	—	2.2	19.0
	②自立生活支援用具	231	74.0	2.6	2.6	—	0.4	—	0.4	1.7	18.2
	③住宅療養等支援用具	237	74.3	3.4	1.3	—	0.4	—	—	2.1	18.6
	④情報意思疎通支援用具	233	73.8	3.9	1.3	—	0.4	—	—	2.1	18.5
	⑤排泄管理支援用具	232	72.0	3.9	1.7	—	0.4	—	0.4	2.2	19.4
	⑥住宅改修	229	72.9	3.5	1.3	—	0.4	0.4	—	2.6	18.8
移動支援		220	70.9	2.3	1.4	—	0.5	1.4	0.9	2.7	20.0
地域活動支援センター		211	64.0	2.8	1.4	0.5	1.4	—	2.4	6.2	21.3
日中一時支援事業		223	68.2	1.8	2.2	0.9	0.9	0.9	0.4	3.6	21.1
訪問入浴サービス		234	70.5	4.7	1.7	—	0.4	—	—	2.6	20.1

5 小矢部市の障害福祉施策について

13 今後特に力をいれてほしい市の障害福祉施策

「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）」の割合が41.6%と最も高く、次いで「年齢区分で途切れることのない一貫した支援」の割合が24.6%、「働く機会の充実（職業訓練の実施、働く場の確保など）」の割合が23.0%となっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「生活や職業に関する相談支援体制の充実」の割合が高く、約3割となっています。また、療育手帳で「入所施設の整備」「地域で生活できる住宅の整備（グループホームなど）」の割合が高く、約2割となっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	在宅福祉サービスの充実 （ホームヘルプ、入浴、外出支援など）	入所施設の整備	生活介護などの日中活動の場や居場所の充実	保健医療サービスの充実（検診、専門的な機能回復訓練、訪問指導など）	住宅の整備・改造のための支援	地域で生活できる住宅の整備（グループホームなど）	療育・保育・教育の質の向上	年齢区分で途切れることのない一貫した支援	働く機会の充実 （職業訓練の実施、働く場の確保など）
身体障害者手帳	181	18.2	14.4	16.0	12.7	17.1	7.7	7.2	19.9	17.1
療育手帳	143	17.5	23.1	18.2	8.4	5.6	23.8	14.0	28.7	25.2
精神障害者保健福祉手帳	102	7.8	4.9	5.9	7.8	9.8	11.8	2.0	23.5	28.4

区分	一般企業以外での就労の場 （就労継続支援事業所など）	地域での活動や余暇活動への参加のためのしくみづくり	生活や職業に関する相談支援体制の充実	経済的な援助の充実 （医療費の補助、手当・年金の拡充など）	障害者についての地域の人の理解を深めるための活動	ボランティアの育成	災害時における避難誘導体制の確立	その他	特になし	無回答
身体障害者手帳	9.4	7.2	12.2	43.1	19.3	7.7	18.2	2.8	11.0	11.0
療育手帳	17.5	12.6	16.8	35.7	21.7	10.5	20.3	—	5.6	8.4
精神障害者保健福祉手帳	16.7	7.8	30.4	46.1	26.5	8.8	14.7	2.9	8.8	12.7

5 障害福祉サービス等の見込量算出の考え方

1 各年度の利用者数推計

(1) 各年度の新規利用者数については、障害福祉サービス利用状況（利用意向）調査に対する回答結果等から、次のとおり定義する。

福祉サービスを「今後3年以内」に利用予定と回答した人＝新規利用者・・・(A)

(2) 各年度の新規利用者数を次の式により算出する。

令和3年度の新規利用者数＝(A) × 1/3

令和4年度の新規利用者数＝(A) × 1/3

令和5年度の新規利用者数＝(A) × 1/3

※3年以内の利用予定のため、令和3年度から5年度の3年かけて(A)の人数になると想定。各年度の新規利用者を(A) × 1/3で算出するもの

(3) サービス利用停止者数を次の式により算出する。

令和3年度のサービス利用停止者数＝令和2年度の利用者数 × 5%

令和4年度のサービス利用停止者数＝令和3年度の利用者数 × 5%

令和5年度のサービス利用停止者数＝令和4年度の利用者数 × 5%

※前年度利用者数のうち5%が、一般就労移行、地域移行、介護保険移行等により、サービス利用を停止することを想定している。

(4) 各年度の利用者数を次の式により算出する。

令和3年度の利用者数

「令和2年度の利用者数」＋「令和3年度の新規利用者数」－「令和3年度のサービス利用停止者数」

令和4年度の利用者数

「令和3年度の利用者数」＋「令和4年度の新規利用者数」－「令和4年度のサービス利用停止者数」

令和5年度の利用者数

「令和4年度の利用者数」＋「令和5年度の新規利用者数」－「令和5年度のサービス利用停止者数」

※推計値の調整

平成29年度～令和2年度の「平均利用伸び率」に前年度利用者数を乗じたものを1(4)に加えて利用者見込数を算出する。

2 各年度の利用量推計

(1) 各年度の利用量を次の式により算出する。

令和3年度の利用量

「令和3年度の利用者数」×「平成29年度～令和2年度の1人当たり平均利用量」

令和4年度の利用量

「令和4年度の利用者数」×「平成29年度～令和2年度の1人当たり平均利用量」

令和5年度の利用量

「令和5年度の利用者数」 × 「平成29年度～令和2年度の1人当たり平均利用量」